

**第3期**  
**いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画**  
**(素案)**

**鹿児島県いちき串木野市**



# 目次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	3
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	4

## 第2章 いちき串木野市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計的な状況 .....	5
2 子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果 .....	23

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念 .....	30
2 計画の基本目標 .....	30
3 施策の体系 .....	31

## 第4章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について.....	32
2 教育・保育の提供区域の設定 .....	34
3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 .....	35
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	37
5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策.....	48
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	48
7 その他推進方策 .....	49

## 第5章 子ども・子育て施策の展開

1 重点施策 .....	51
2 次世代育成支援行動計画から継続する施策 .....	53
3 放課後児童対策について .....	70

## 第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制 .....	72
2 進捗状況の管理 .....	72

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化の進行や、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等により子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取組などが展開されてきました。しかしながら、近年、子ども・若者を取り巻く環境は変化し続け、ニート、ひきこもり、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどの問題が深刻化しています。

こうした中、令和5年4月には、子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向け、子どもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援を行い、子どもの権利利益の擁護を行うための組織「こども家庭庁」が発足し、また、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。さらに、12月には、「こども大綱」が閣議決定され、日本国憲法やこども基本法、児童の権利に関する条約の精神に則り、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすこととしています。

いちき串木野市では、令和元年度に「第2期いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

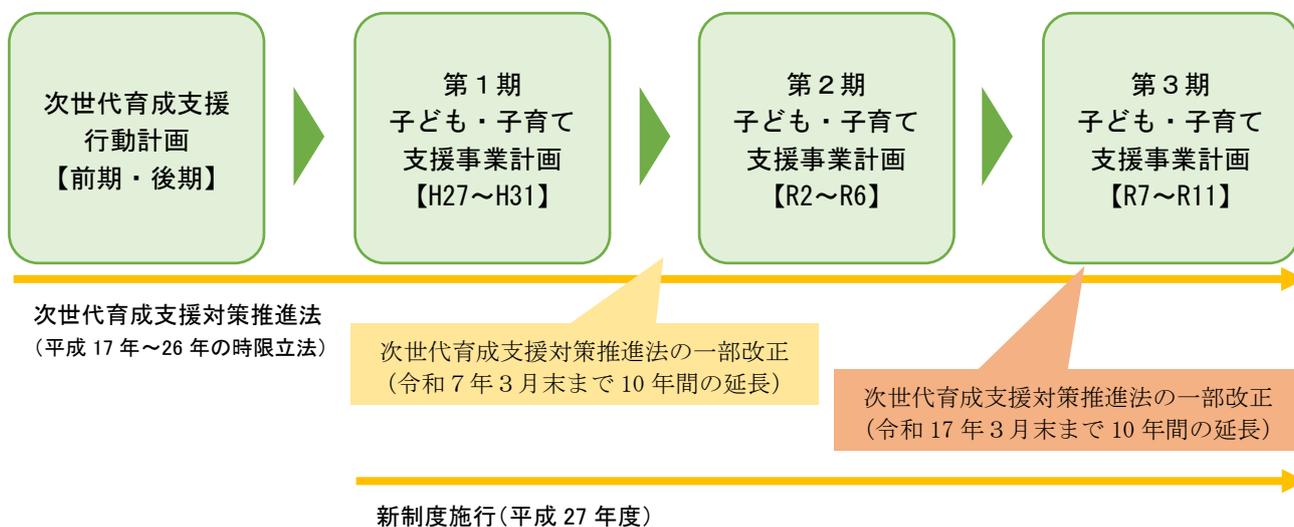
このたび、「第2期いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、これまでの成果と課題や国・県の動向等を踏まえ、令和7年度からの新たな「第3期いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 【国の動向】

	法律・制度等	内容
令和2年	新子育て安心プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の受け皿整備</li> <li>・地域の子育て資源の活用</li> </ul>
令和4年	児童福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子ども・子育て支援事業に子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業を位置づけ</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業を拡充</li> </ul>
令和5年	こども家庭庁発足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども政策の強力な司令塔</li> <li>・こどもがまんなかの社会の実現</li> </ul>
	こども基本法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現</li> </ul>
	こども大綱閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化社会対策大綱・子供・若者育成支援推進大綱・子供の貧困対策に関する大綱を一元化</li> <li>・こどもや若者、子育て当事者のために、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針</li> </ul>
令和6年	次世代育成支援対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和17年3月末までの時限立法に延長</li> </ul>
	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦等包括相談支援事業を創設</li> <li>・こども誰でも通園制度を創設</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業に産後ケア事業を位置付け</li> </ul>

### 【基本指針の改正方針等】

- ①基本指針の改正方針
  - ・児童福祉法等の改正を反映。
  - ・放課後児童対策による継続的な受け皿の整備。
  - ・その他新制度施行後の関連施策の動向の反映。
- ②「量の見込み」の算出等の考え方について
- ③こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」の施策の反映



## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「いちき串木野市総合計画」の分野別計画として位置付けるとともに、いちき串木野市の関連計画との整合性を図り策定するものです。

また、いちき串木野市次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」が令和17年3月末まで10年間延長されたことに伴い、本市では可能な限りいちき串木野市次世代育成支援地域行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせるものとします。

さらに、令和5年12月に策定された「放課後児童対策パッケージ」に基づく放課後児童対策及び「母子保健計画」に関する計画について包括的に盛り込むこととします。

国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取り組みとの継続性を保ち、同時にさまざまな分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、地域社会での協働のもと、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備など、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

<子ども・子育て支援法（抄）>

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## 3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度として令和11年度までの5箇年を計画期間とします。

なお、計画期間の最終年度である令和11年度には、いちき串木野市を取り巻く今後の諸状況等を踏まえ次期計画を策定します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
いちき串木野市 子ども・子育て支援事業計画				第2期いちき串木野市 子ども・子育て支援事業計画					第3期いちき串木野市 子ども・子育て支援事業計画					

## 4 計画の策定体制

### (1) アンケート調査の実施

#### ①調査目的

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### ②調査の実施期間

令和6年1月～令和6年2月

#### ③調査対象

いちき串木野市内の就学前児童及び小学校児童のいる世帯の保護者

#### ④調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤調査数及び回収状況

発送数：1,000件 回収数：390件（回収率：39.0%）

### (2) 子ども・子育て会議

計画策定においては、住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、地域住民代表、保健、医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、審議を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

令和 年 月 日～ 月 日に計画素案をいちき串木野ホームページで公表し、住民からの計画内容全般に関する意見募集を行いました。

### (4) 計画策定の経緯

計画策定までの経緯は以下のとおりです。

令和6年1月～2月	子ども・子育て支援アンケート調査の実施
令和6年7月	第1回子ども・子育て会議の開催 ・アンケート調査結果報告
令和6年11月	第2回子ども・子育て会議の開催 ・第3期計画骨子案の検討、量の見込み等について
令和7年1月	第3回子ども・子育て会議の開催 ・第3期計画素案の検討
令和7年1月～2月	パブリックコメントの実施
令和7年2月	第4回子ども・子育て会議の開催 ・パブリックコメント結果報告、パブリックコメント反映後の計画案審議・承認

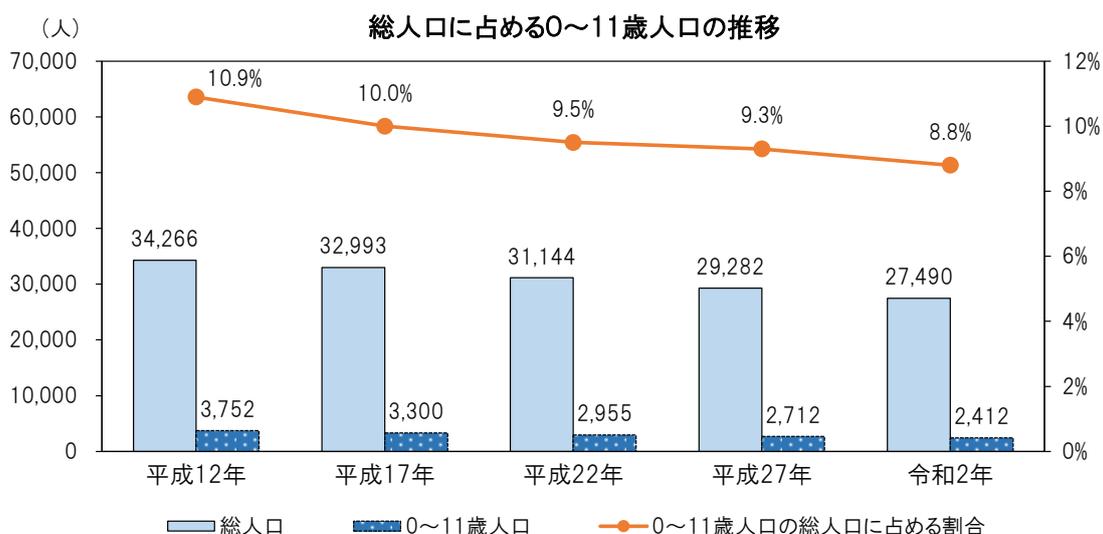
## 第2章 いちき串木野市の子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 統計的な状況

#### (1) 人口の推移

##### ① 総人口に占める子どもの人口の推移

本市の総人口は、令和2年は27,490人で平成12年より6,776人減少となっています。  
また、0～11歳人口も減少傾向にあり、令和2年では総人口に占める割合は8.8%で、平成12年より1,340人減少し2,412人となっています。

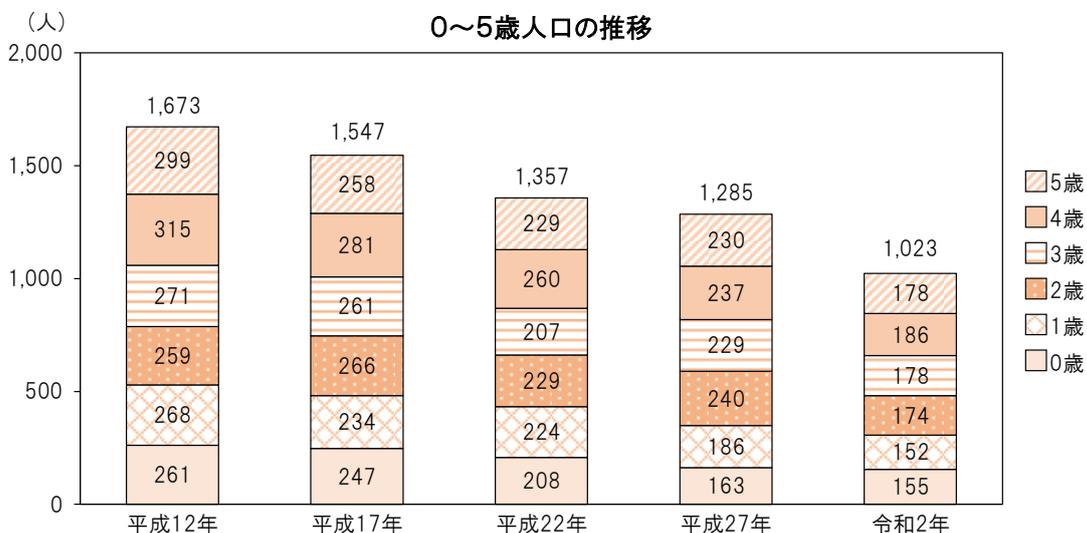


資料：国勢調査

##### ② 0～5歳の年齢階級別人口の推移

0～5歳人口は、各年齢階級において減少傾向がみられ、4歳と5歳は令和2年では平成12年よりそれぞれ120人以上減少しています。

また、2歳は平成27年に増加に転じているものの、令和2年では66人減少し174人となっています。

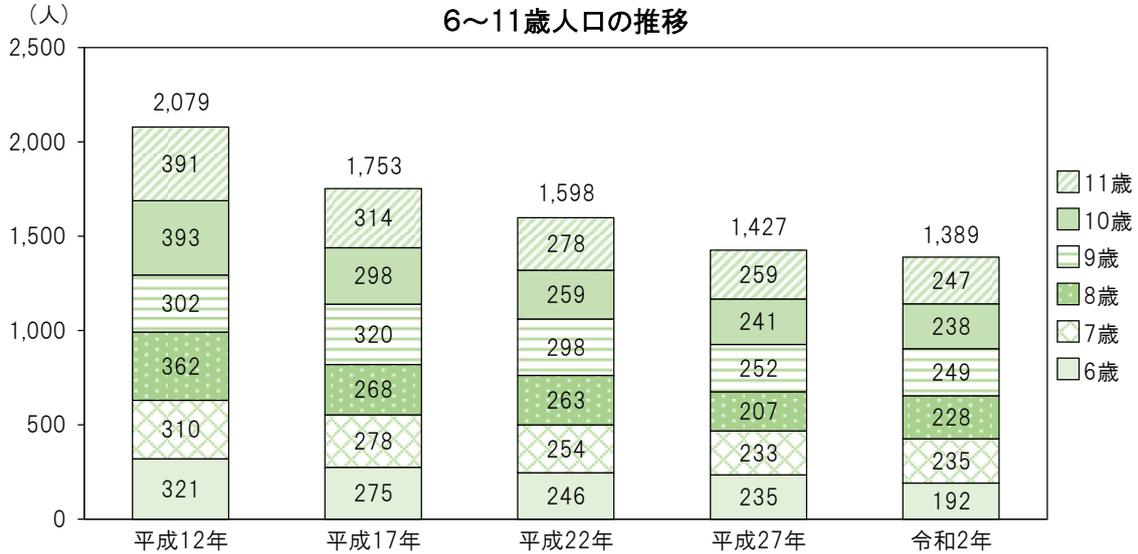


資料：国勢調査

### ③ 6～11歳の年齢階級別人口の推移

6～11歳人口は、各年齢階級において減少傾向がみられ、10歳は令和2年では平成12年より155人減少し238人となっています。

また、平成27年から令和2年の減少数は6歳が最も大きく、43人の減少となっています。



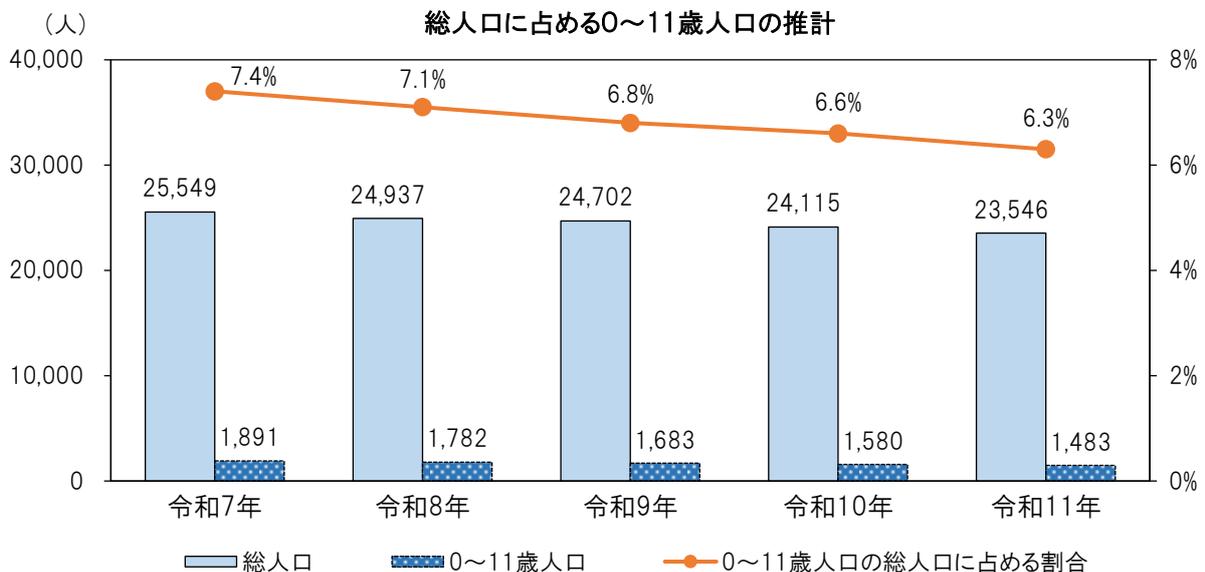
資料：国勢調査

## (2) 人口の推計

推計は、令和2年から令和6年の住民基本台帳（各年3月末時点）を基にコーホート変化率法を用いて算出しました。

### ① 総人口に占める子どもの人口の推計

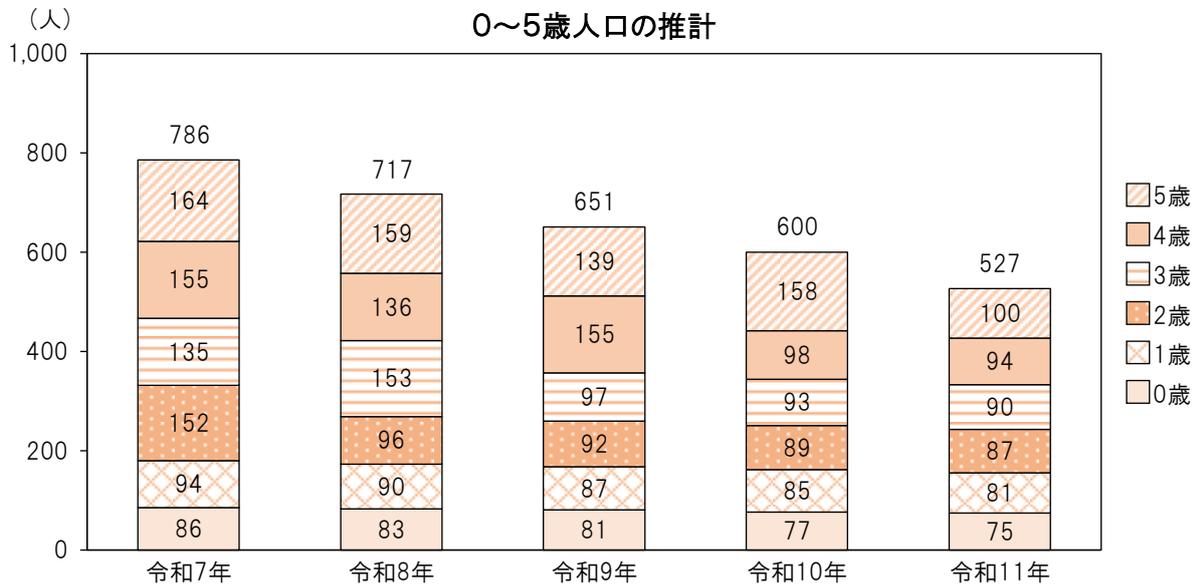
0～11歳人口は、減少傾向で推移するものと予測され、総人口に占める割合は令和11年では6.3%と見込まれます。



※コーホート変化率法を用いて算出

## ② 0～5歳の年齢階級別人口の推計

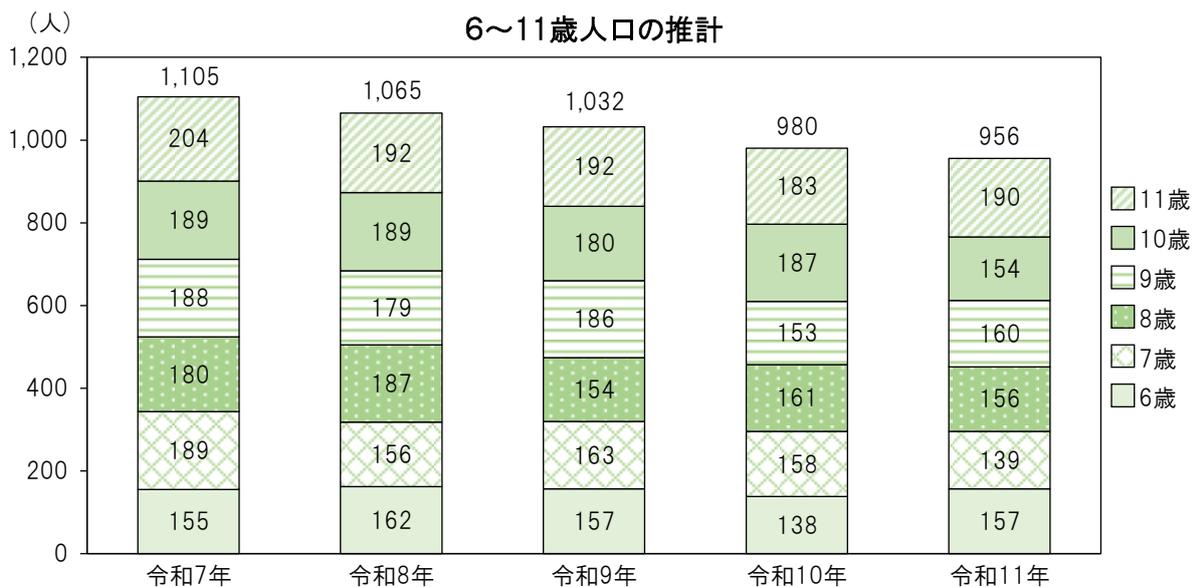
0～5歳人口は、各年齢階級においておおむね減少傾向で推移し、令和7年の786人から令和11年には527人となり、259人の減少が見込まれます。



※コーホート変化率法を用いて算出

## ③ 6～11歳の年齢階級別人口の推計

6～11歳人口は、各年齢階級においておおむね減少傾向で推移し、令和7年の1,105人から令和11年には956人となり、149人の減少が見込まれます。

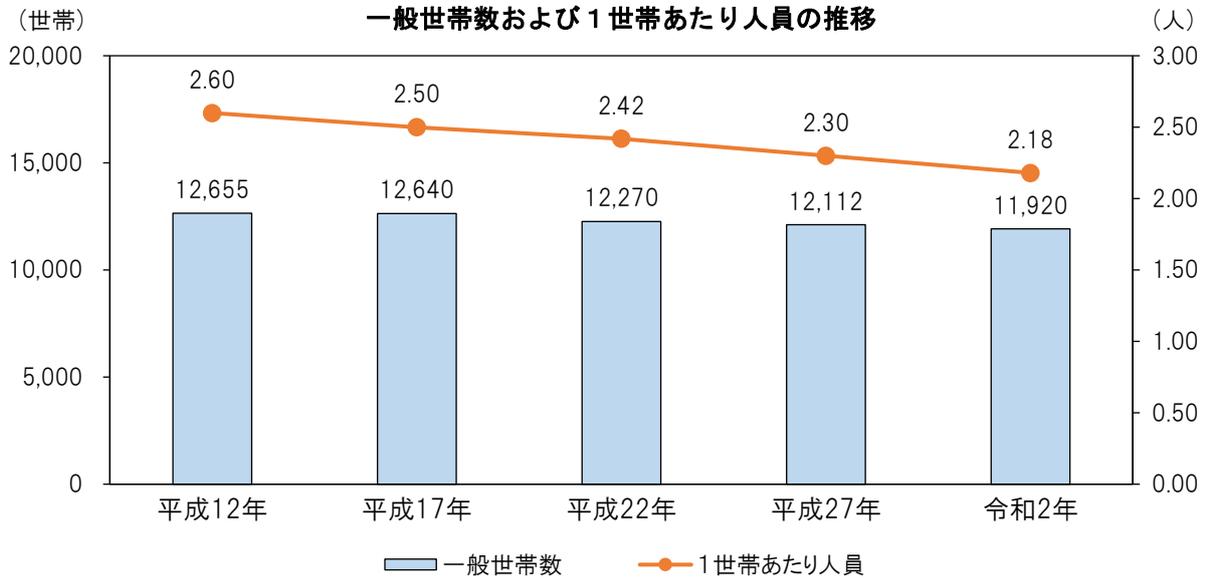


※コーホート変化率法を用いて算出

### (3) 世帯

#### ①一般世帯数および1世帯あたり人員の推移

一般世帯数は、令和2年では11,920世帯で平成12年から735世帯の減少となっており、1世帯あたり人員も減少傾向にあります。



資料：国勢調査

#### ②家族類型別世帯数の推移

核家族世帯は減少傾向にあります。単独世帯は令和2年では平成12年より930世帯の増加となっています。

(単位：世帯)

家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	12,655	12,640	12,270	12,112	11,920
A 親族世帯	9,575	9,294	8,862	8,395	7,869
I 核家族世帯	8,255	8,142	7,848	7,709	7,319
(1) 夫婦のみ	3,105	3,113	3,147	3,158	3,105
(2) 夫婦と子ども	4,039	3,805	3,504	3,285	2,897
(3) 男親と子ども	150	155	167	175	202
(4) 女親と子ども	961	1,069	1,030	1,091	1,115
II その他の親族世帯	1,320	1,152	1,014	686	550
B 非親族世帯	20	14	57	43	51
C 単独世帯	3,060	3,332	3,351	3,673	3,990

資料：国勢調査

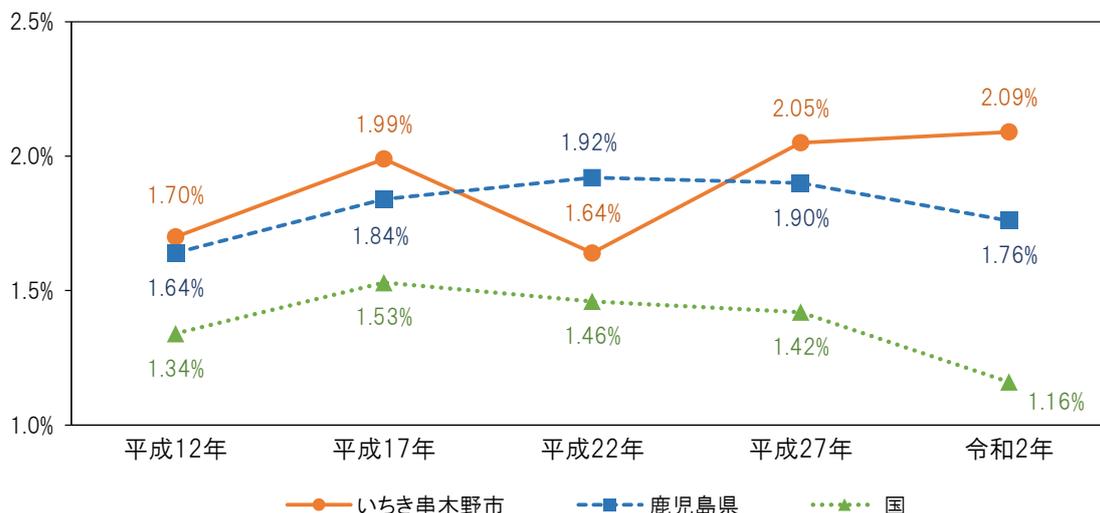
※平成27年・令和2年は、世帯の家族類型「不詳」を含まないため

「A+B+C」と「総数」が一致しません。

### ③ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の推移

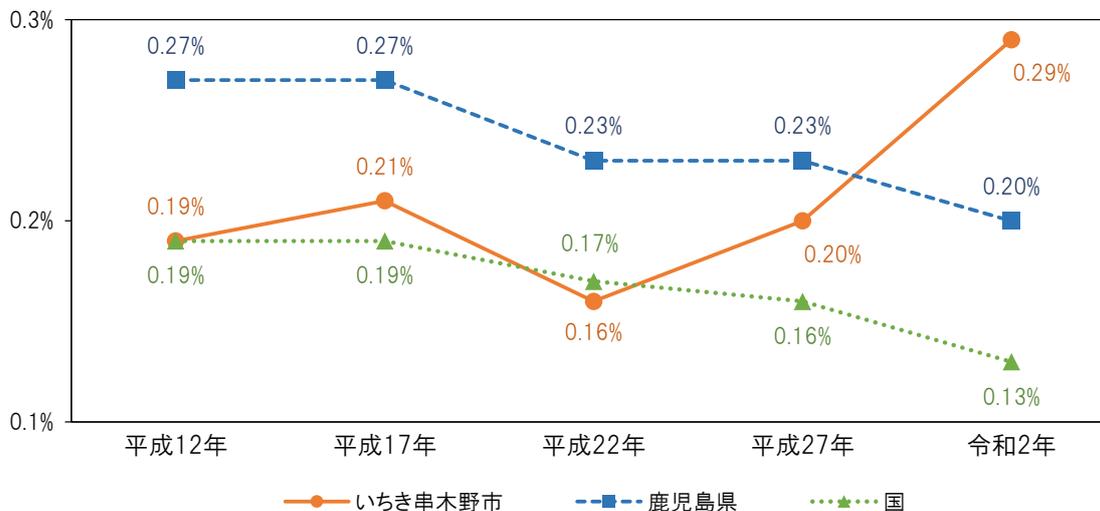
母子世帯率は、平成 22 年に減少していますが、平成 27 年以降は増加傾向にあり鹿児島県、国と比較して高くなっています。父子世帯率は、平成 27 年までは鹿児島県より低くなっていましたが、令和 2 年は鹿児島県、国と比較して高くなっています。

母子世帯率の推移



資料：国勢調査

父子世帯率の推移



資料：国勢調査

(単位：世帯)

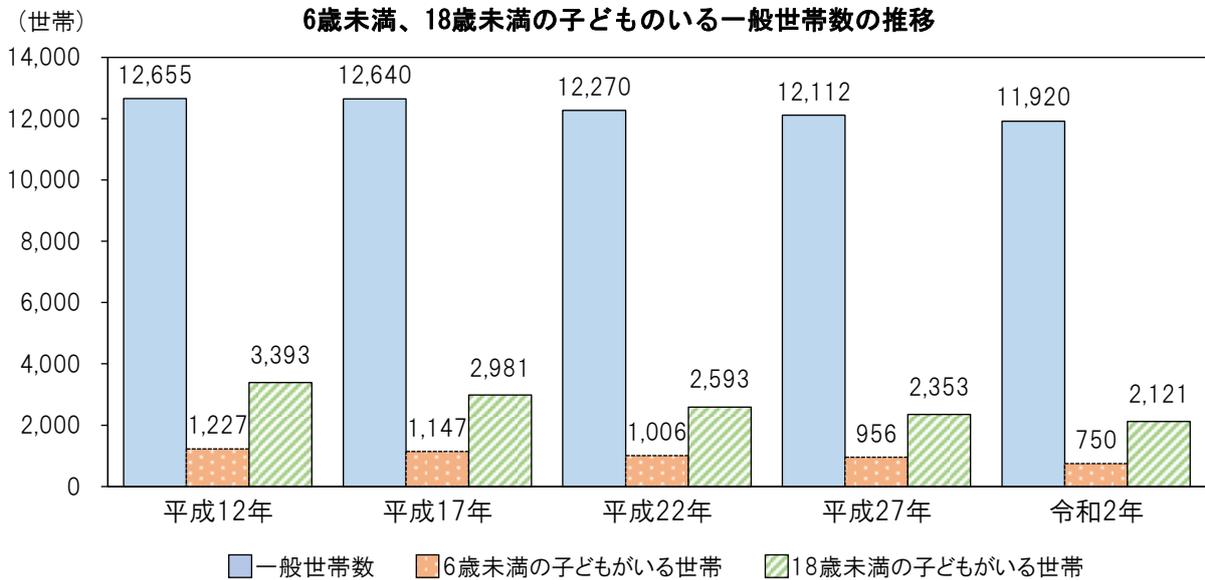
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
母子世帯数	いちき串木野市	215	251	201	248	249
	鹿児島県	11,720	13,301	13,942	13,746	12,749
	国	625,904	749,048	755,972	754,724	646,809
父子世帯数	いちき串木野市	24	26	20	24	34
	鹿児島県	1,949	1,950	1,689	1,641	1,473
	国	87,373	92,285	88,689	84,003	74,481

資料：国勢調査

※母子（父子）世帯とは、未婚、死別又は離別の母親（父親）と、その未婚の 20 歳未満の子供のみからなる一般世帯

#### ④ 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

6歳未満の子どものいる世帯は、令和2年では750世帯で平成12年から477世帯の減少となっています。18歳未満の子どものいる世帯は、令和2年では2,121世帯で平成12年から1,272世帯の減少となっています。

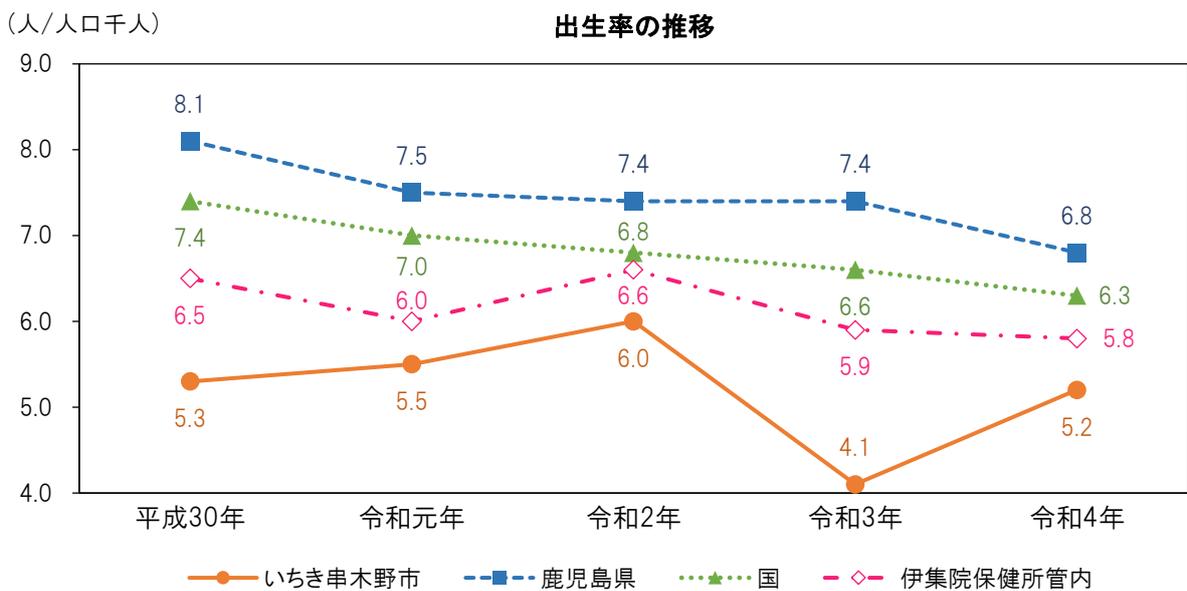


資料：国勢調査

### (4) 結婚・出産等

#### ① 出生率の推移

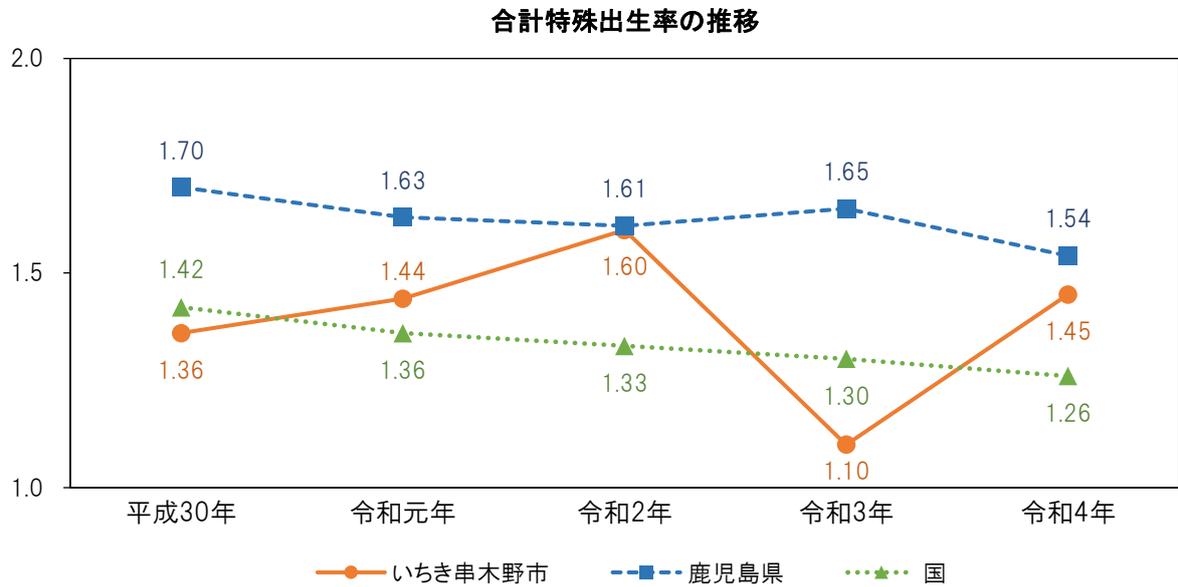
出生率は、令和4年では5.2となっており、各年とも鹿児島県、国、伊集院保健所管内と比較すると最も低くなっています。



資料：鹿児島県人口動態統計調査

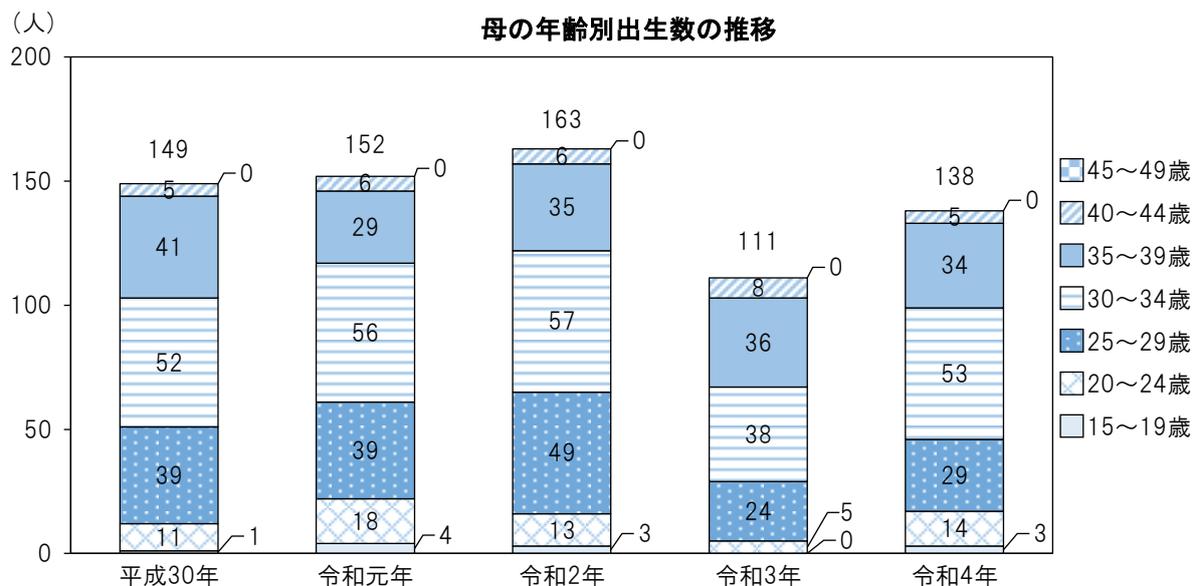
## ②合計特殊出生率の推移

一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率は、令和4年では1.45となっており、国、鹿児島県と比較すると、国より高く、鹿児島県より低くなっています。



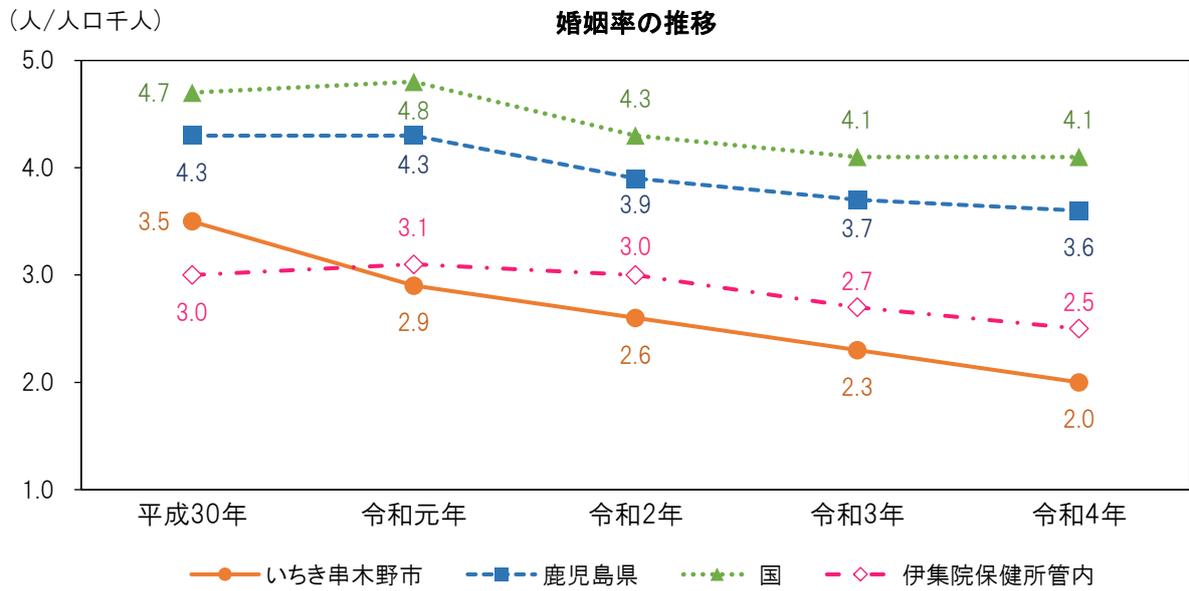
## ③母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、25～29歳では令和3年以降は令和2年より20人以上減少しています。



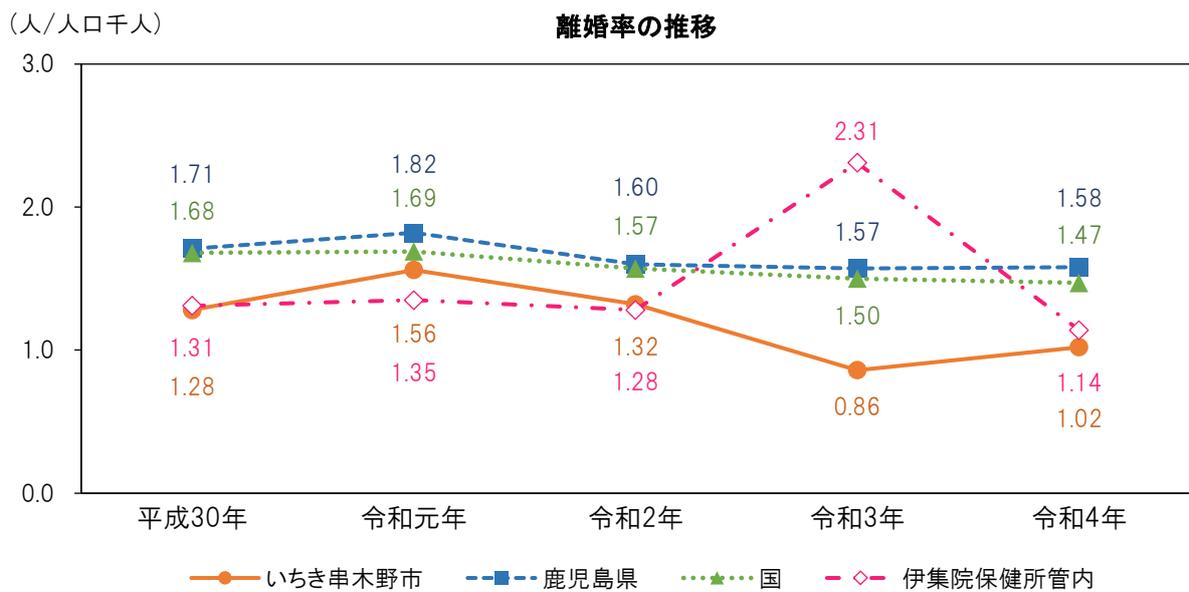
#### ④ 婚姻率の推移

婚姻率は、令和元年以降は鹿児島県、国、伊集院保健所管内とも減少傾向にあります。鹿児島県、国、伊集院保健所管内と比較すると最も低くなっています。



#### ⑤ 離婚率の推移

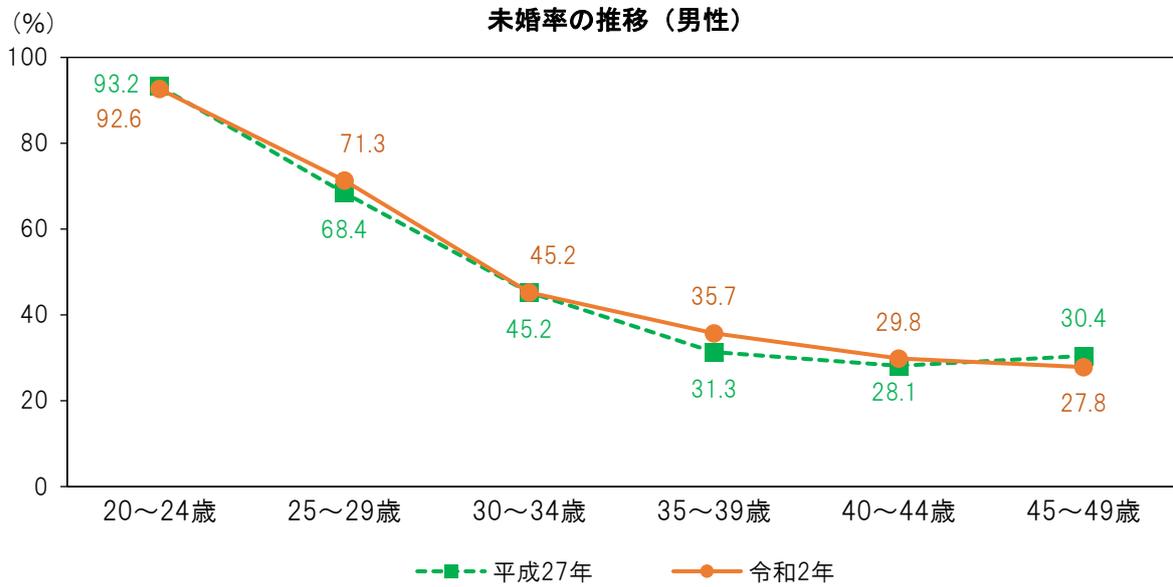
離婚率は、令和4年では 1.02 となっており、各年とも鹿児島県、国と比較して低くなっています。



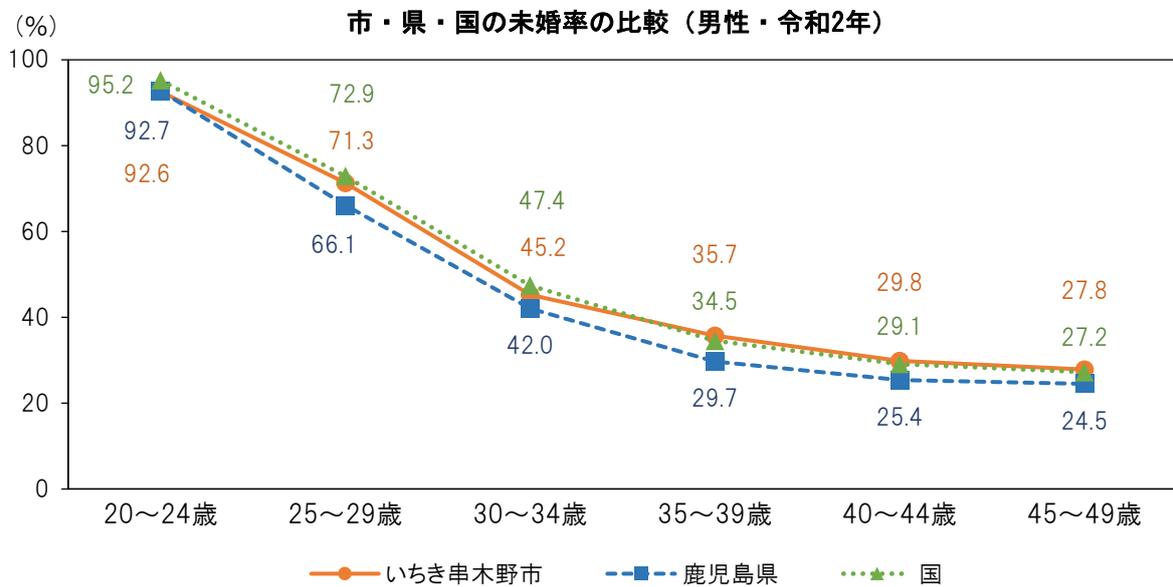
## ⑥未婚率の推移

男性の未婚率は、平成 27 年と令和 2 年を比較すると、ほとんどの年齢階級において増加傾向にあり、35～39 歳では 4.4 ポイント増加しています。

令和 2 年の男性の未婚率は、ほとんどの年齢階級において鹿児島県を上回っています。



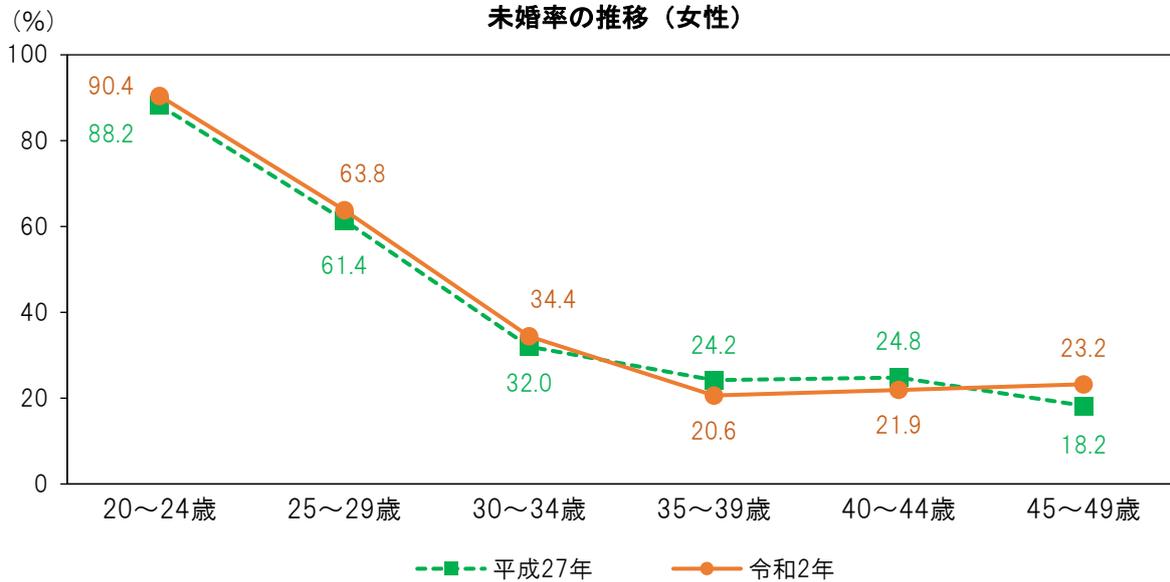
資料：国勢調査



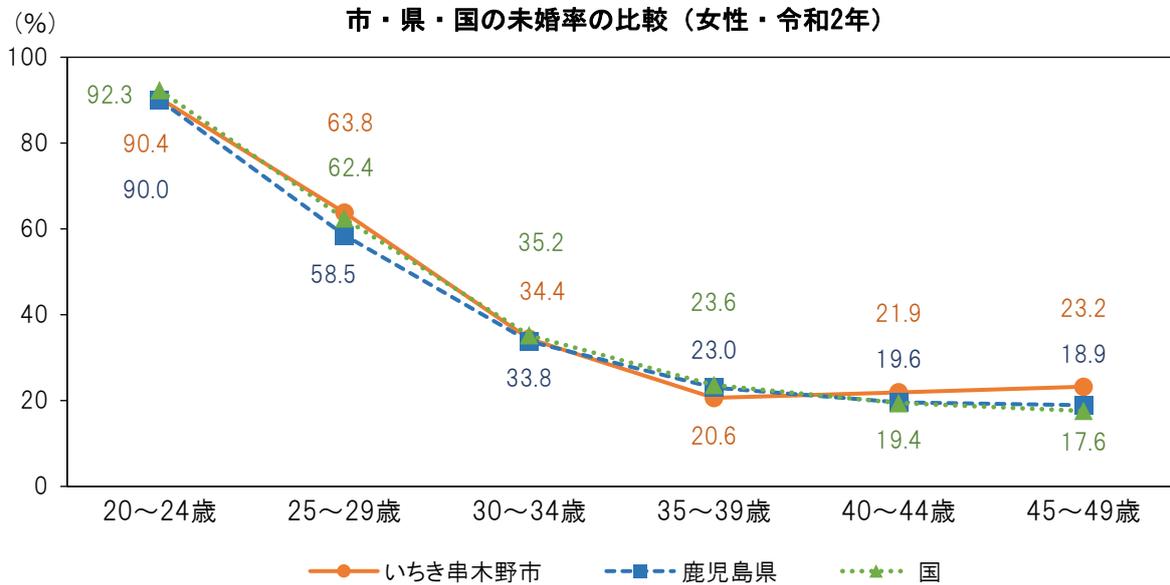
資料：国勢調査

女性の未婚率は、平成 27 年と令和 2 年を比較すると、35～44 歳では減少していますが 45～49 歳では 5 ポイント増加しています。

令和 2 年の女性の未婚率を鹿児島県、国と比較すると、45～49 歳では鹿児島県、国より 4 ポイント以上上回っています。



資料：国勢調査



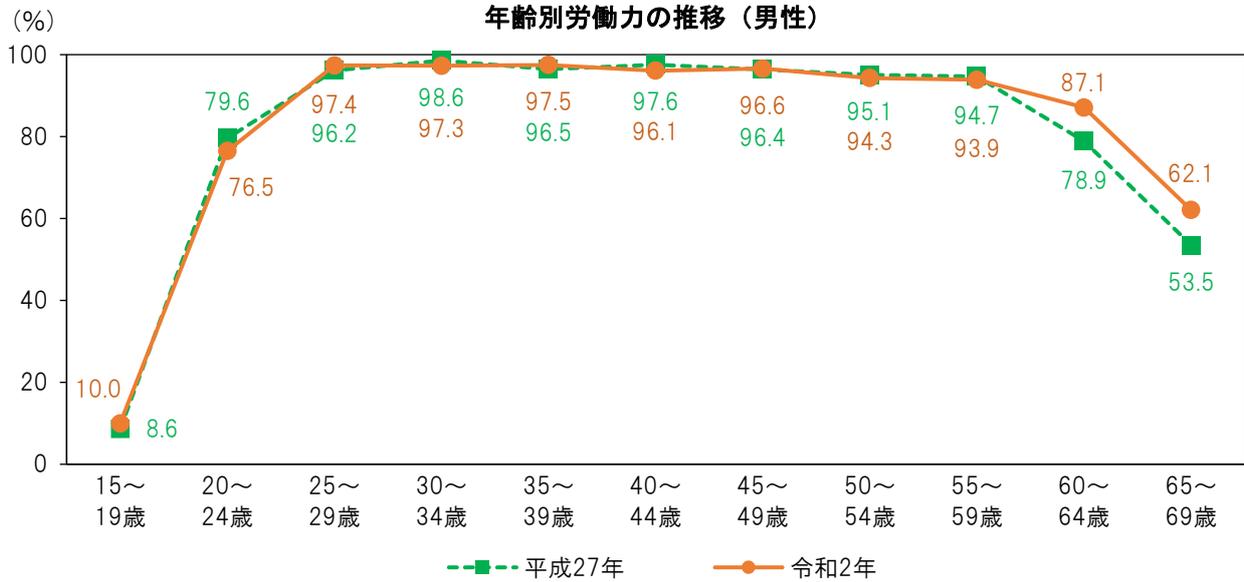
資料：国勢調査

## (5) 就労状況

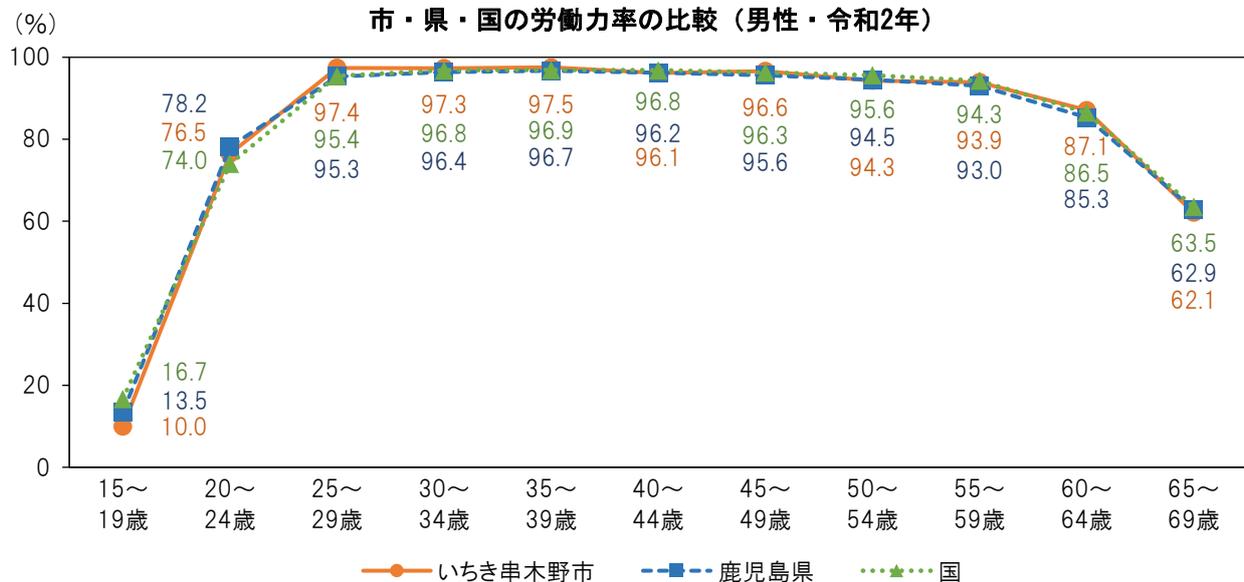
### ① 男性の年齢別労働力率の推移

男性の年齢別労働力率は、平成 27 年と令和 2 年を比較すると、60 歳以上では 8 ポイント以上増加しています。

令和 2 年の男性の年齢別労働力率は、25～39 歳では鹿児島県、国を上回っています。



資料：国勢調査

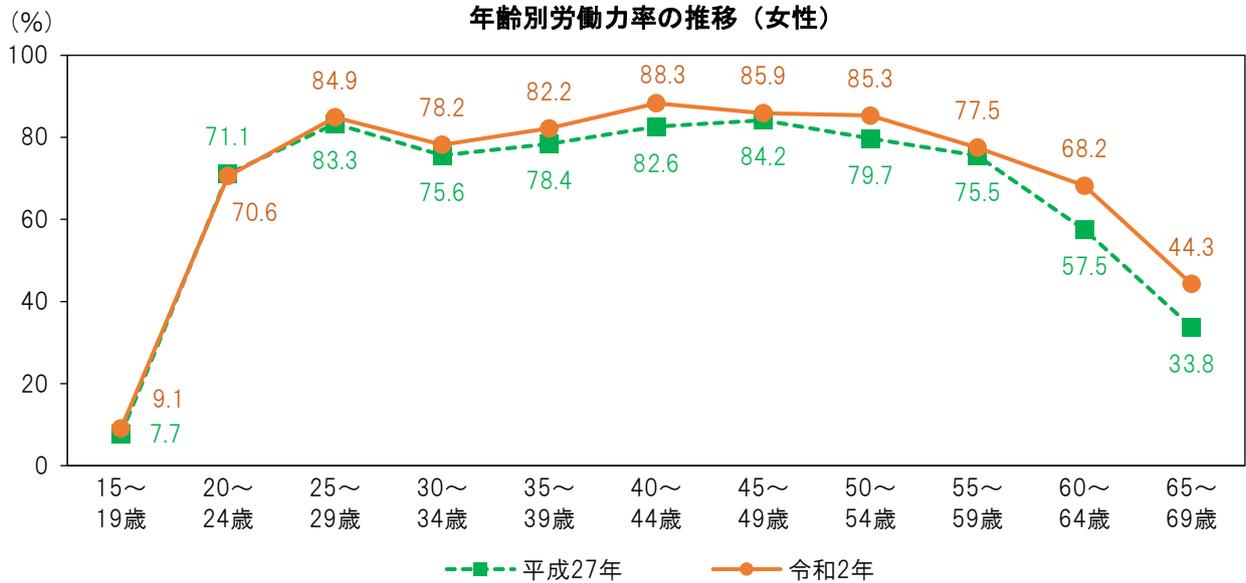


資料：国勢調査

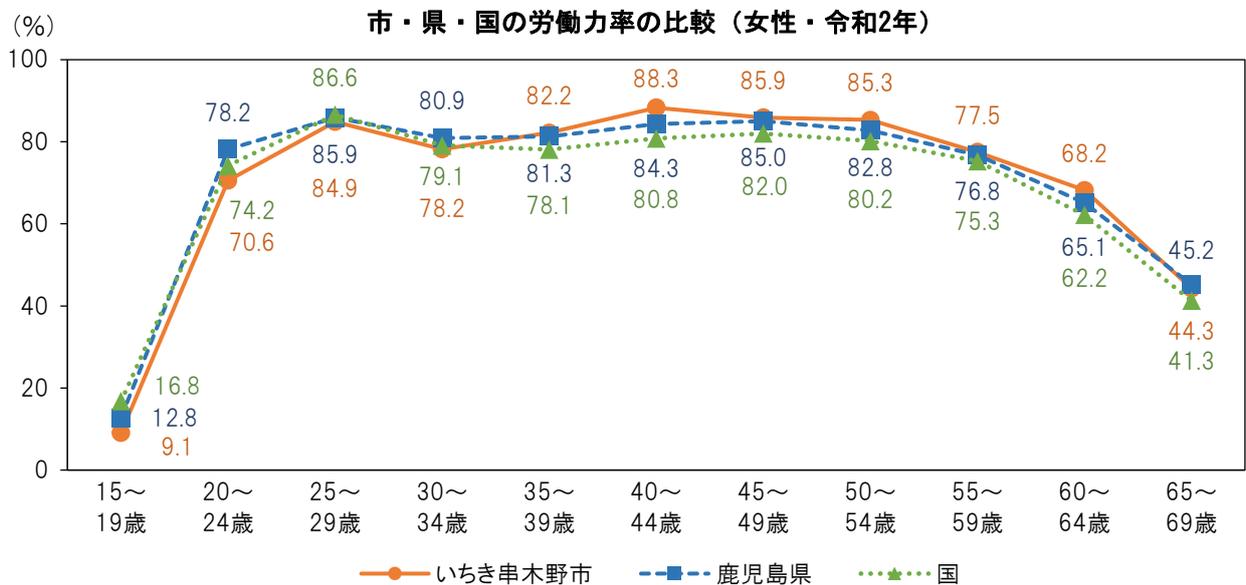
## ②女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率は、平成27年と令和2年を比較すると、どちらも30～34歳で低くなりM字カーブがみられます。令和2年では40～44歳と50～54歳で5ポイント以上増加していることからM字カーブが目立つ状況となっています。

令和2年の女性の年齢別労働力率は、35～64歳では鹿児島県、国を上回っています。



資料：国勢調査

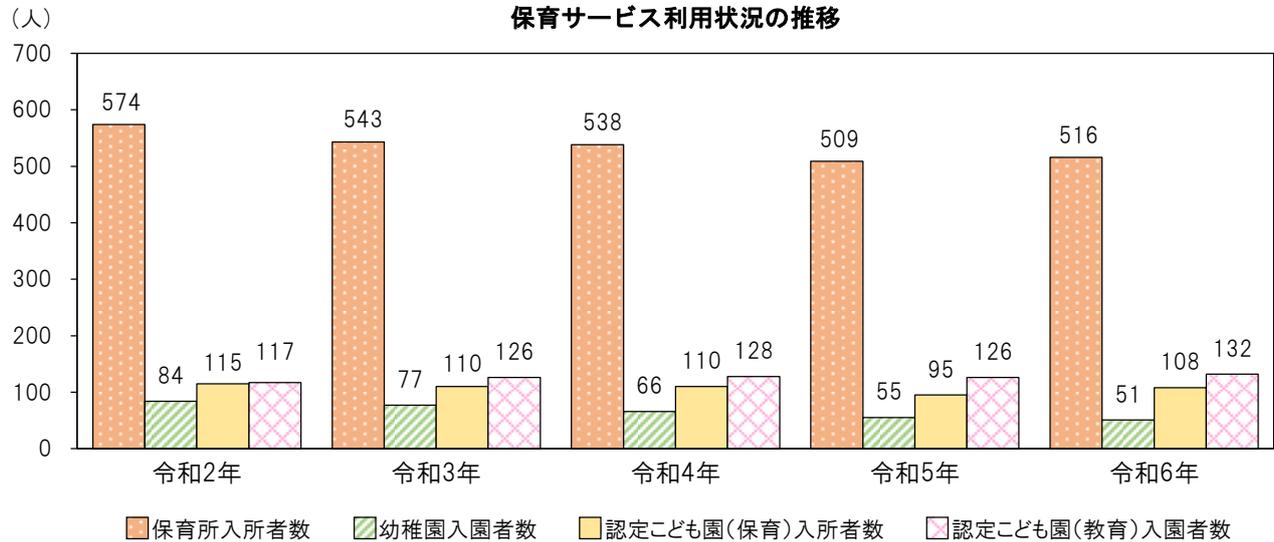


資料：国勢調査

## (6) 子育て支援施設等の状況

### ① 保育サービスの利用状況の推移

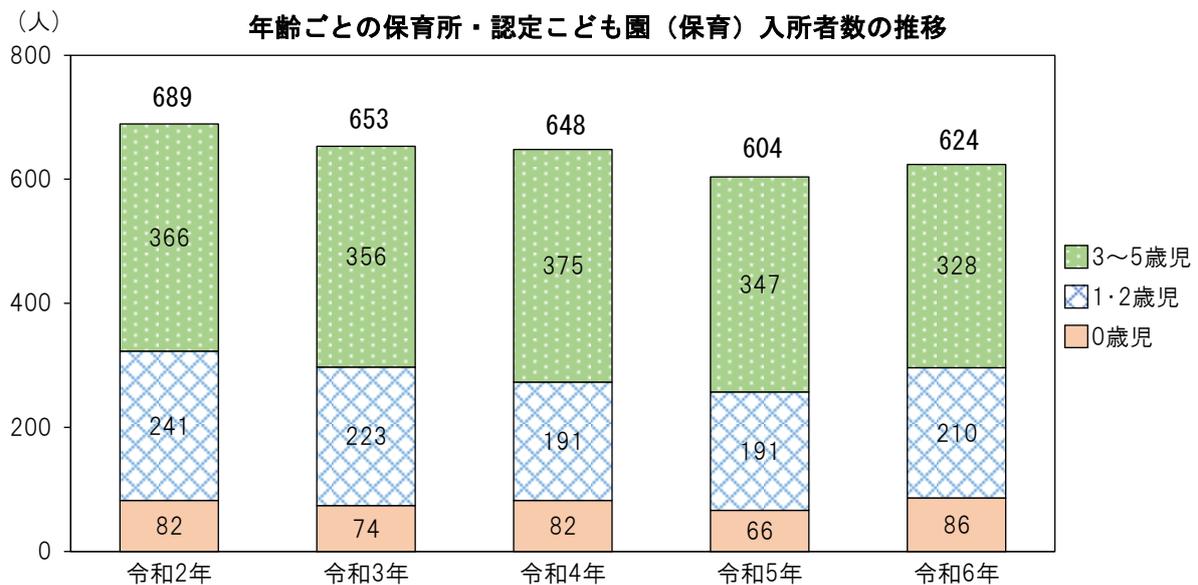
保育所入所者数、幼稚園入園者数はおおむね減少傾向となっています。認定こども園（保育）入所者数と、認定こども園（教育）入園者数は横ばいで推移しています。



### ② 年齢ごとの保育所・認定こども園（保育）入所者数の推移

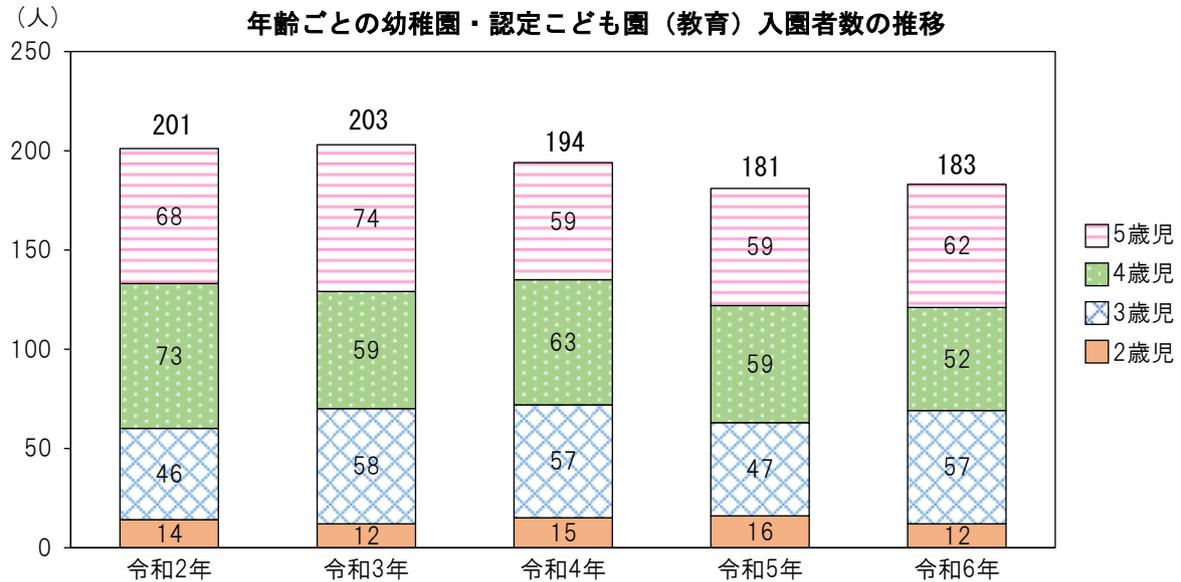
年齢ごとの保育所・認定こども園（保育）入所者数は、令和5年まで減少傾向でしたが、令和6年では令和5年より20人増加して624人となっています。

年齢別でみると、令和6年では令和5年より3～5歳の入所者数は減少していますが、0歳と1・2歳の入所者数が増加しています。



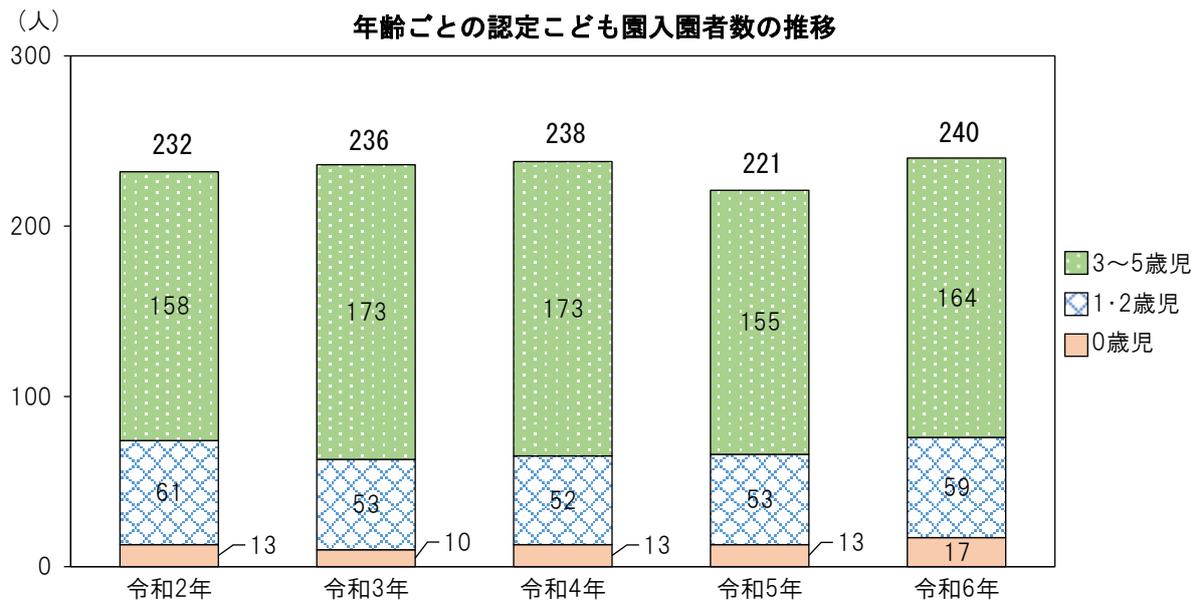
### ③年齢ごとの幼稚園・認定こども園（教育）入園者数の推移

幼稚園・認定こども園（教育）入園者数は、横ばいで推移し令和6年では183人となっています。



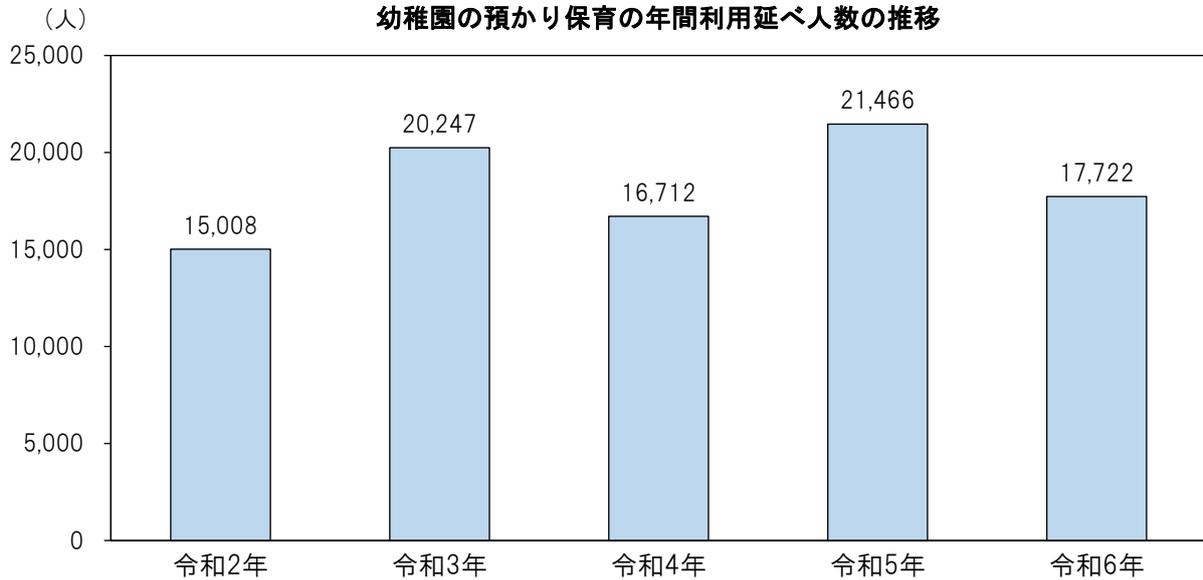
### ④年齢ごとの認定こども園入園者数の推移

認定こども園の入園者数は、横ばいで推移し令和6年では240人となっています。



### ⑤ 幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移

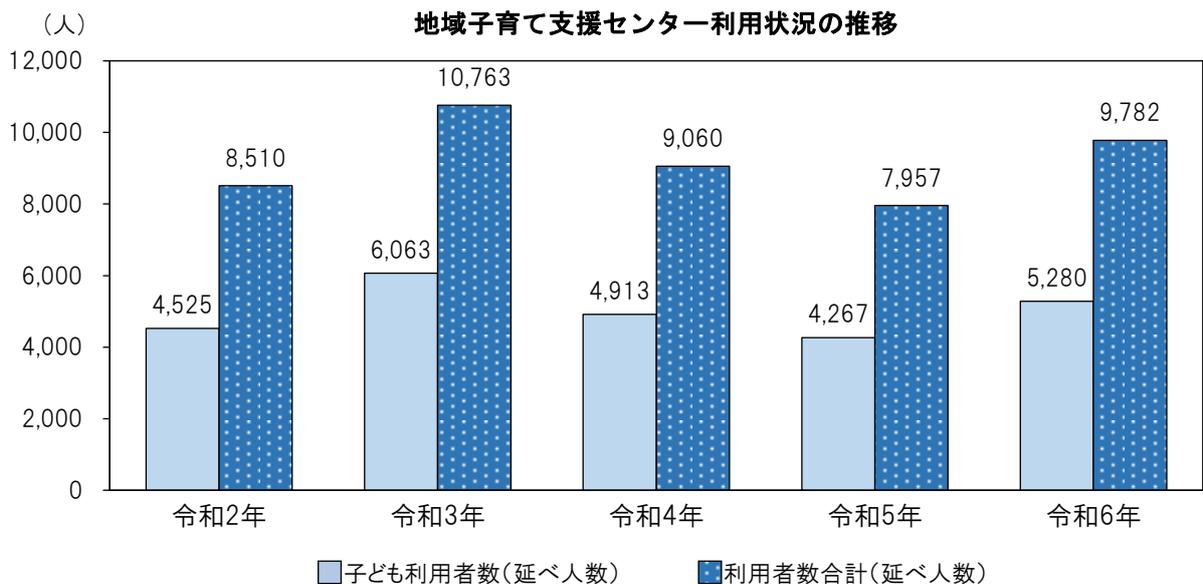
幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数は、増減を繰り返して推移しており、令和6年では17,722人となっています。



資料：子どもみらい課 各年3月31日

### ⑥ 地域子育て支援センター利用状況の推移

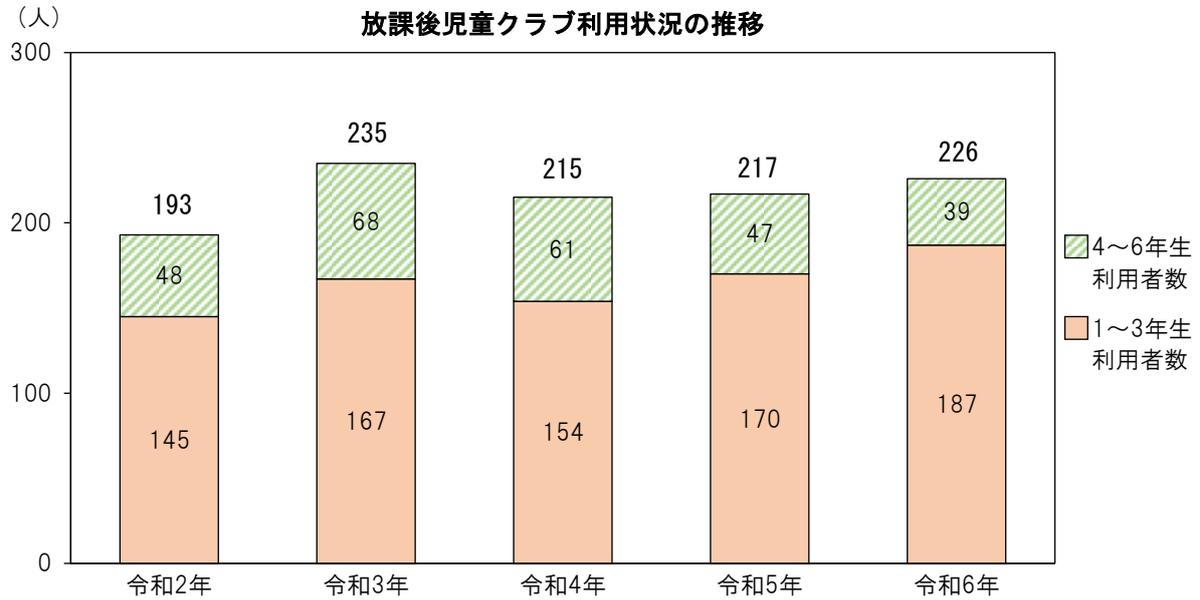
地域子育て支援センターの利用状況は、令和3年をピークに新型コロナウイルス感染症の影響などもあり減少傾向でしたが、令和6年では増加に転じ、子ども利用者数は令和5年より1,013人増加して5,280人となっています。



資料：子どもみらい課 各年3月31日

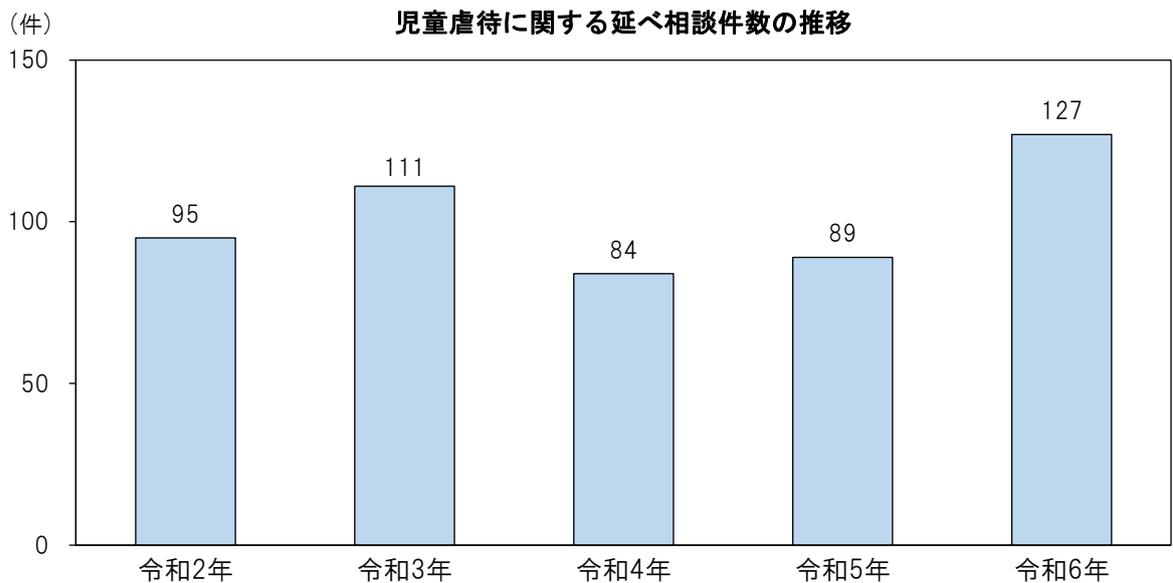
**⑦放課後児童クラブ利用状況の推移（1～3年生利用者数、4～6年生利用者数）**

放課後児童クラブの利用者数は、令和4年以降において1～3年生は増加傾向、4～6年生は減少傾向がみられます。



**⑧児童虐待に関する延べ相談件数の推移**

児童虐待に関する延べ相談件数は、令和4年以降は増加傾向となっています。



### ⑨病児・病後児保育事業の推移

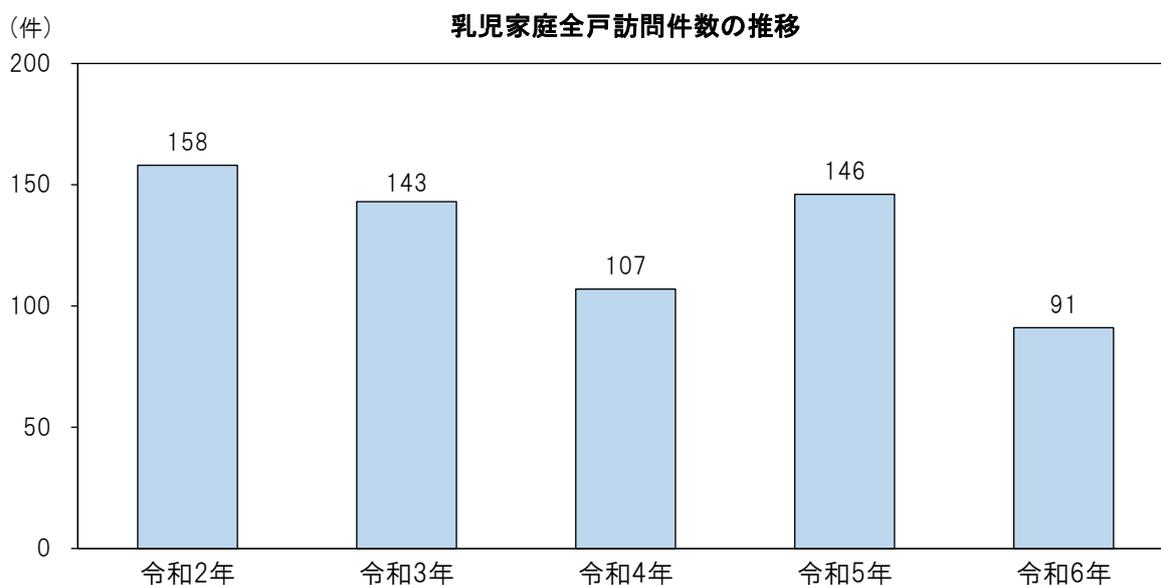
病児・病後児保育事業は、開所日数以外は令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり大きく減少していますが、令和6年には増加に転じています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用児童件数(件)	605	159	181	167	282
実利用児童数(人)	337	86	105	103	151
登録件数(件)	265	143	150	122	139
開所日数(日)	286	289	290	247	275
お迎えサービス 利用件数(件)	13	2	1	0	1

資料：子どもみらい課 各年3月31日

### ⑩乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数の推移

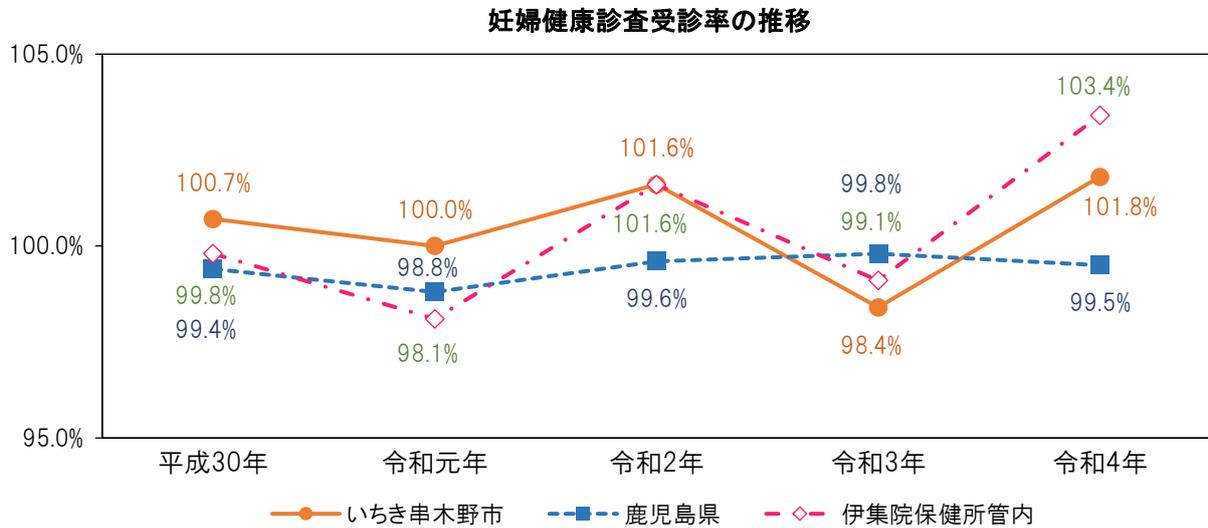
乳児家庭全戸訪問件数は、出生した乳児に対する訪問であり、令和6年では令和2年と比較して減少傾向にあります。



資料：子どもみらい課 各年3月31日

### ⑪妊婦健康診査受診率の推移

妊婦健康診査受診率は、各年とも対象者のほぼ全てが受診していますが、令和3年では鹿児島県、伊集院保健所管内より低くなっています。



資料：鹿児島県の母子保健 各年3月31日

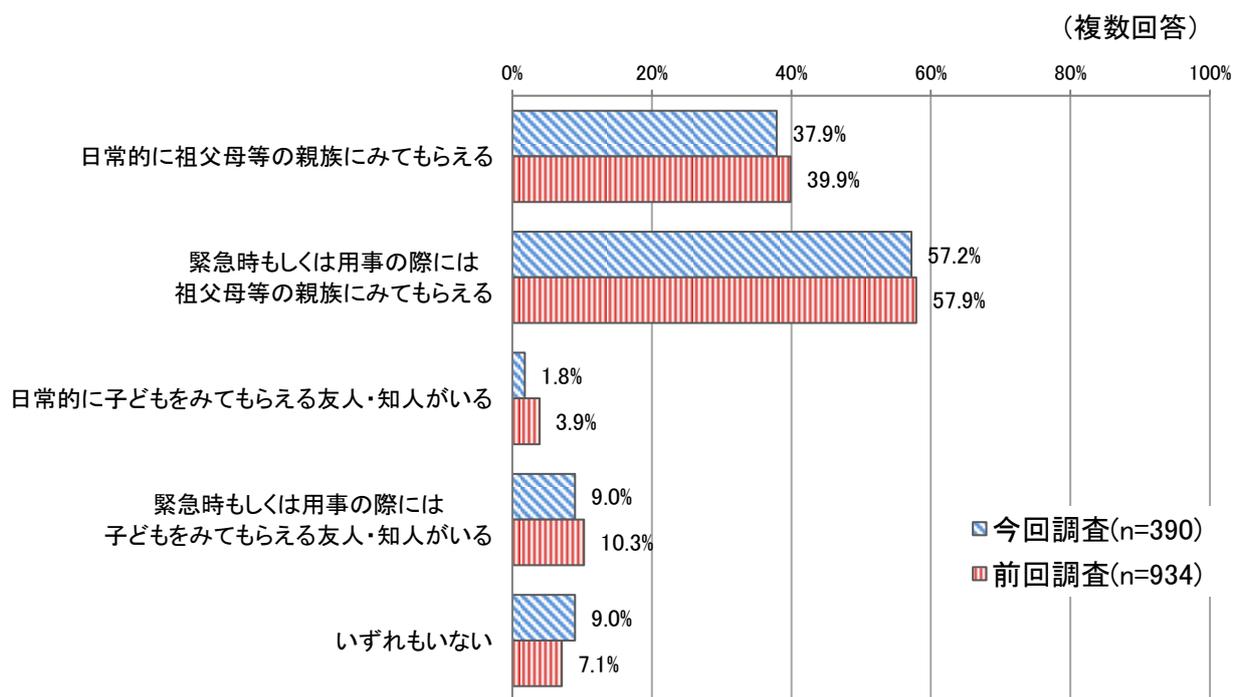
## 2 子ども・子育て支援事業二一ズ調査結果

### (1) 子どもを預けられる環境について

子どもを日頃みてもらえる状況に関して、祖父母等の親族について「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が37.9%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.2%となっています。

友人・知人については、日常、緊急時ともに1割未満となっています。

前回調査と比較して、大きな変化は見られません。

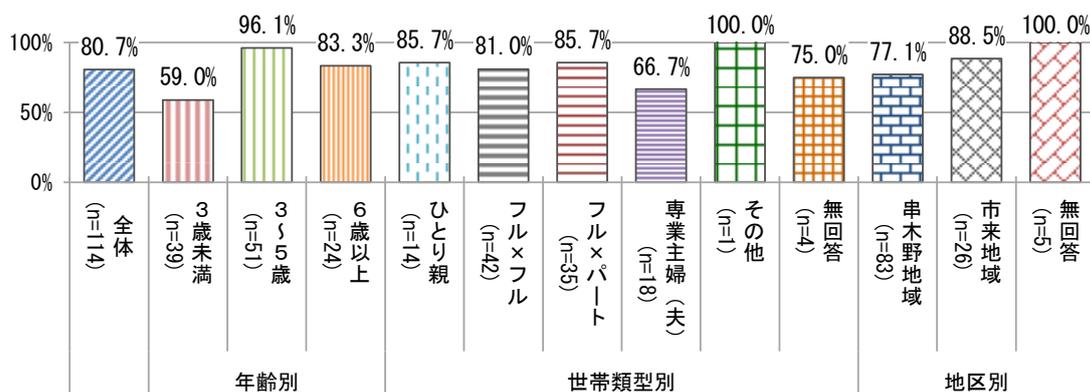


祖父母等の親族にみてもらっている状況については、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が61.7%と最も高くなっている一方で、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が22.0%、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」が17.5%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」が15.7%と、親族の負担を懸念する意見も見られます。

## (2) 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向

定期的な教育・保育を利用している割合については、いちき串木野市全体では 80.7% となっています。年齢別でみると、3歳未満は 59.0% であるのに対し、3～5歳は 96.1%、6歳以上は 83.3% と 3歳以上で定期的な教育・保育を利用している割合が高くなっています。世帯類型別でみると、専業主婦(夫)以外の世帯類型で利用割合が 8割以上となっています。

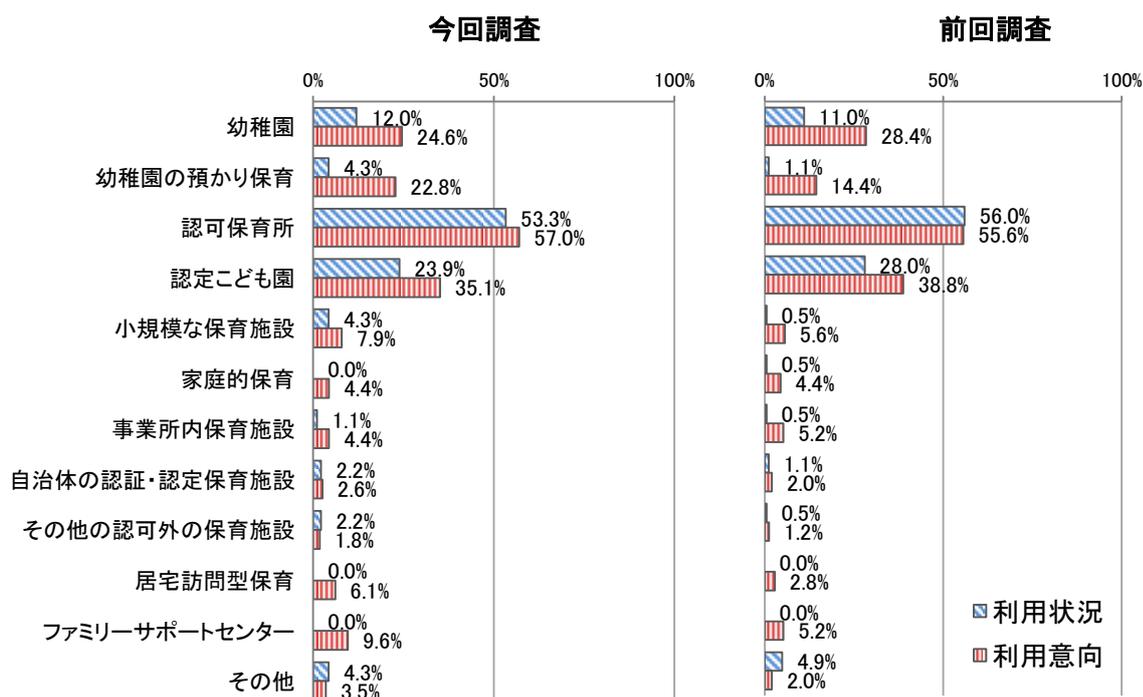
【定期的な教育・保育を利用している割合（6歳以下）】



※年齢別無回答者は母数が 0 件であったためグラフを省略

定期的な教育・保育の利用状況及び利用意向について種類別でみると、利用状況と利用意向ともに「認可保育所」が最も高く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」となっています。利用状況と利用意向の差についてみると、12項目中 10項目で利用意向が利用状況を上回っており、特に「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」で 10ポイント以上上回っています。前回調査と比較して、大きな差は見られません。

【種類別定期的な教育・保育の利用状況及び利用意向（6歳以下）】



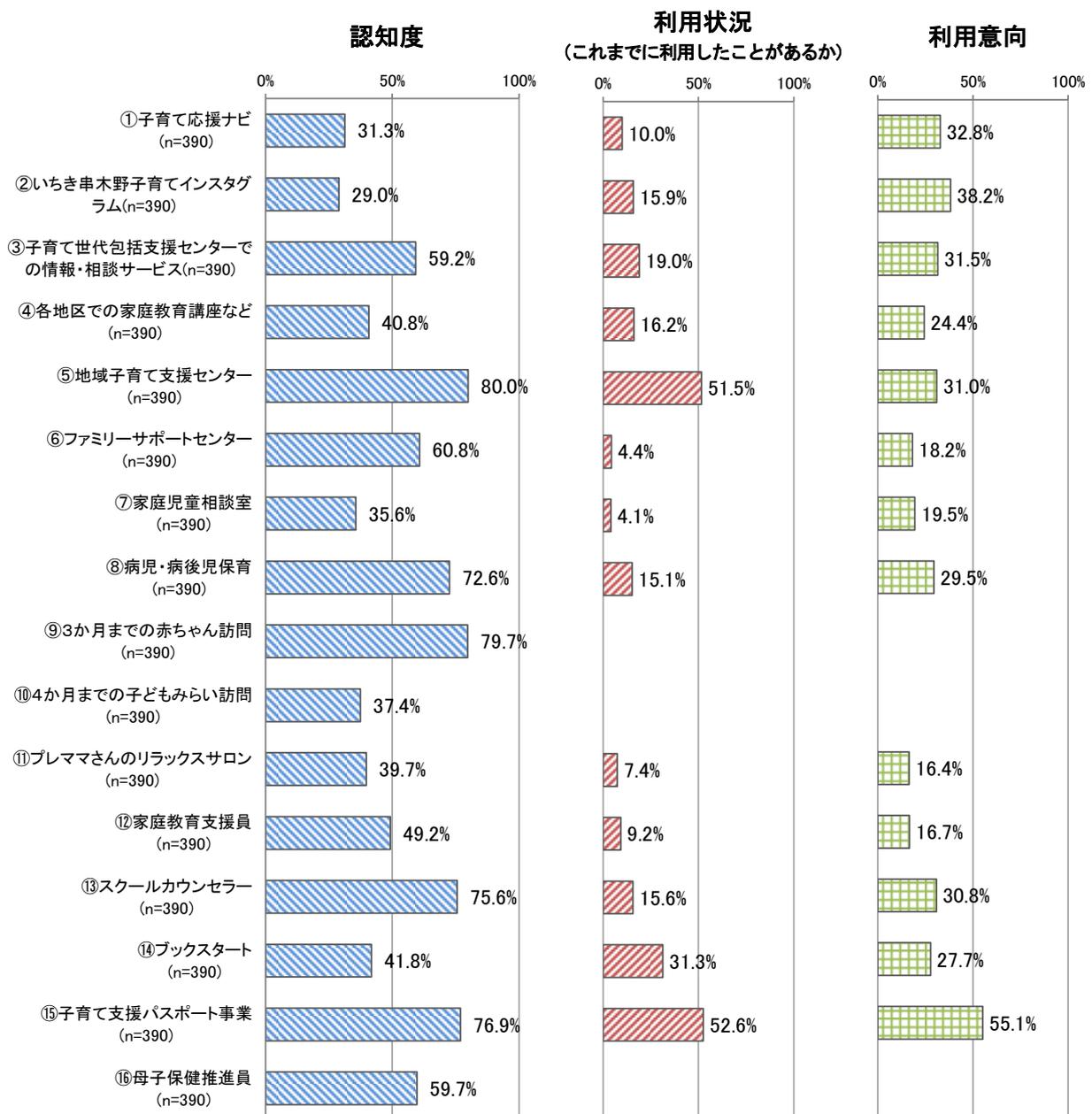
### (3) 行政が実施している主な事業の認知度と利用状況及び利用意向

行政が実施している事業の認知度については、「⑤地域子育て支援センター」が 80.0%と最も高く、その他 4 項目が 7 割台となっています。

利用状況については、「⑮子育て支援パスポート事業」が 52.6%、「⑤地域子育て支援センター」が 51.5%と、この 2 項目がその他の項目と比較して 20 ポイント以上高くなっています。

利用意向については、「⑮子育て支援パスポート事業」が 55.1%と最も高くなっています。

「①子育て応援ナビ」と「②いちき串木野子育てInstagram」の 2 項目で、利用意向が認知度及び利用状況を上回っており、利用ニーズはあるもののこれまで認知度が低かったために利用されていなかったと見られます。



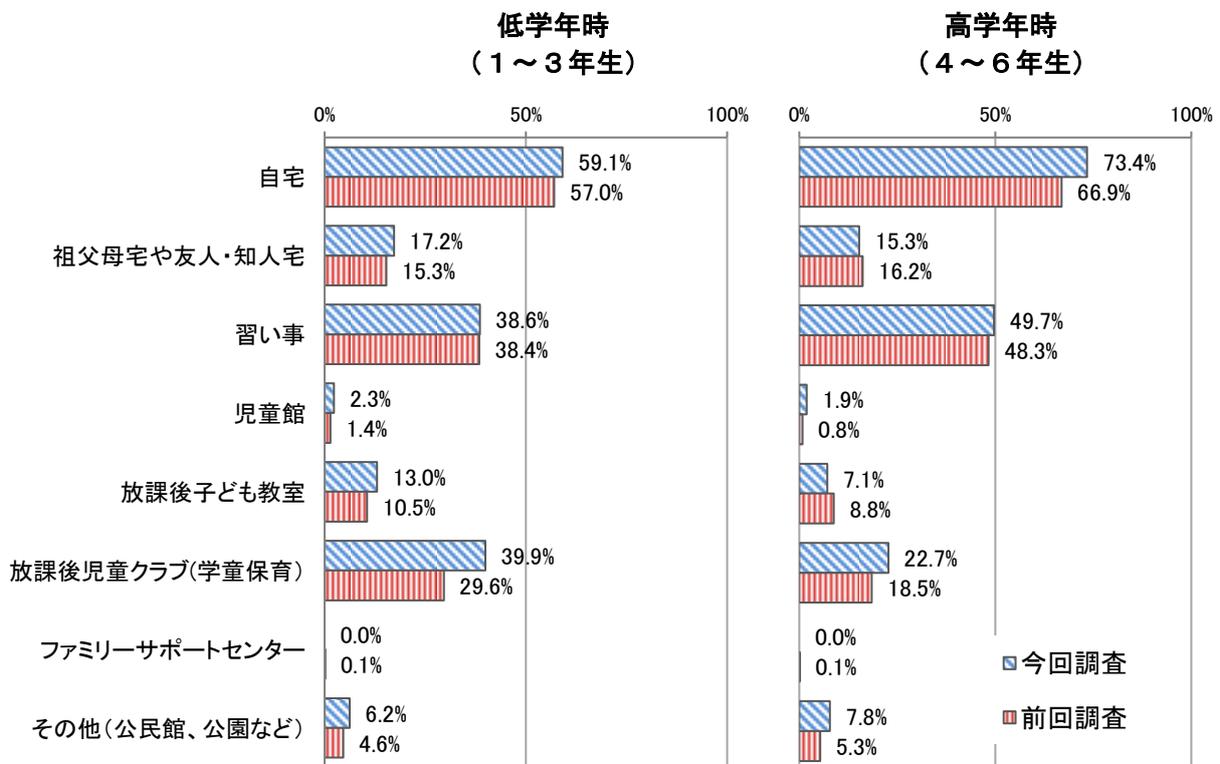
#### (4) 就学後の放課後の過ごし方について

就学後の放課後の過ごし方については、低学年時、高学年時ともに「自宅」が最も高く、「習い事」と「放課後児童クラブ（学童保育）」が2～3位となっています。

低学年時と高学年時を比較すると、高学年時は低学年時よりも「自宅」と「習い事」が10ポイント以上高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」が17.2ポイント低くなっています。

前回調査と比較すると、低学年の時で「放課後児童クラブ（学童保育）」が10.3ポイント、高学年時で「自宅」が6.5ポイント、「放課後児童クラブ（学童保育）」が4.2ポイント高くなっています。

(複数回答)



## (5) 第2期子ども・子育て支援事業計画における各種事業の重要度・満足度

重要度については「非常に重要」を4点、「まあ重要」を3点、「あまり重要ではない」を2点、「重要ではない」を1点、満足度については「非常に満足」を4点、「まあ満足」を3点、「やや不満」を2点、「非常に不満」を1点として、それぞれ点数評価を行いました。

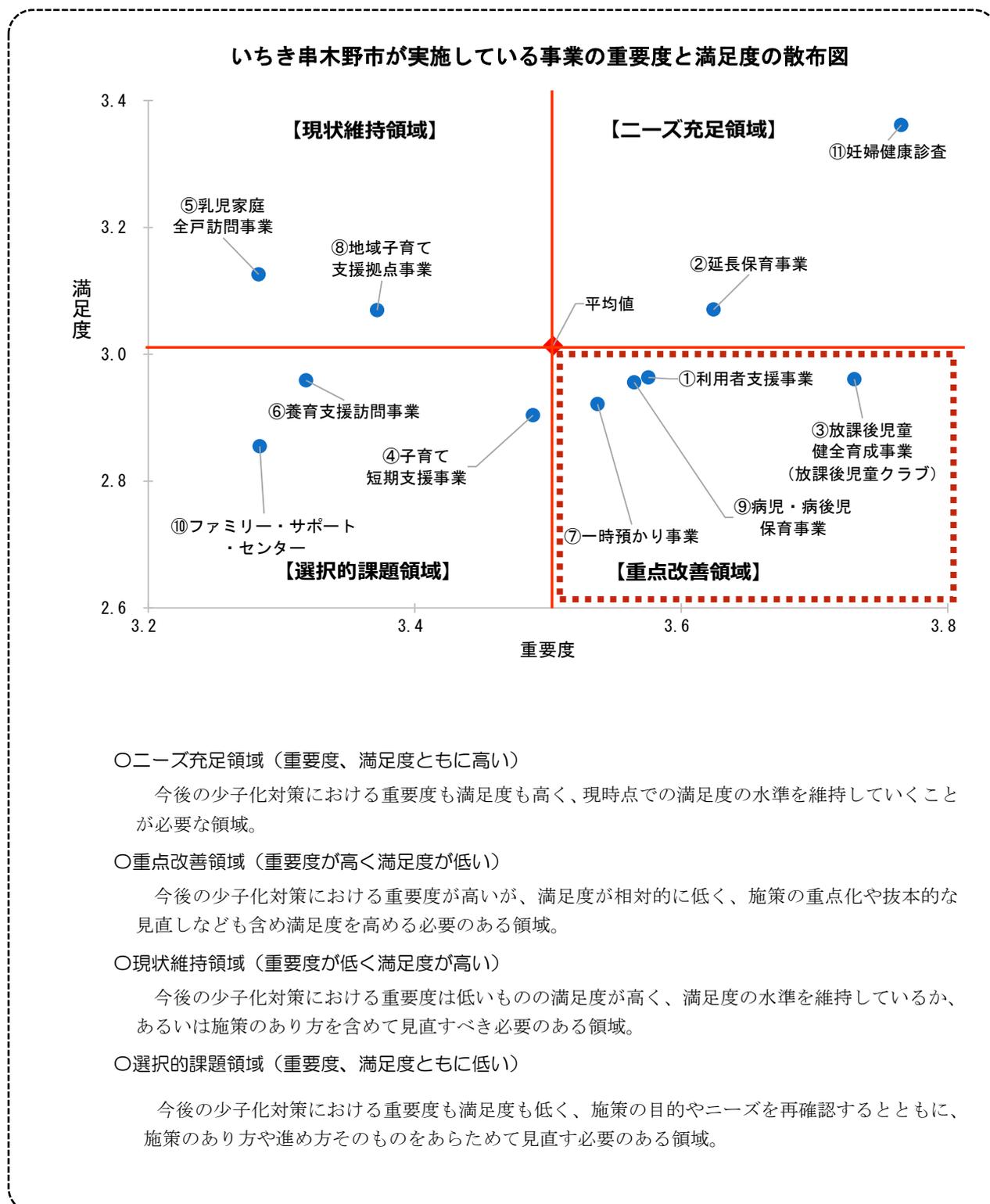
その結果、「⑪妊婦健康診査」が重要度 3.77、満足度 3.36 と重要度と満足度の両方で最も高くなっています。一方「⑩ファミリー・サポート・センター」は重要度 3.28、満足度 2.86 と重要度と満足度の両方で最も低くなっています。

また、「③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」は、重要度は 3.73 で2位である一方満足度は 2.96 と平均値以下となっており、重要であると考えられる方が多い一方で満足度が低い事業となっています。

【重要度と満足度の平均スコア】

	①利用者支援事業	②延長保育事業	③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	④子育て短期支援事業	⑤乳児家庭全戸訪問事業	⑥養育支援訪問事業
重要度	3.58	3.62	3.73	3.49	3.28	3.32
満足度	2.96	3.07	2.96	2.9	3.13	2.96
	⑦一時預かり事業	⑧地域子育て支援拠点事業	⑨病児・病後児保育事業	⑩ファミリー・サポート・センター	⑪妊婦健康診査	平均値
重要度	3.54	3.37	3.56	3.28	3.77	3.503
満足度	2.92	3.07	2.96	2.86	3.36	3.010

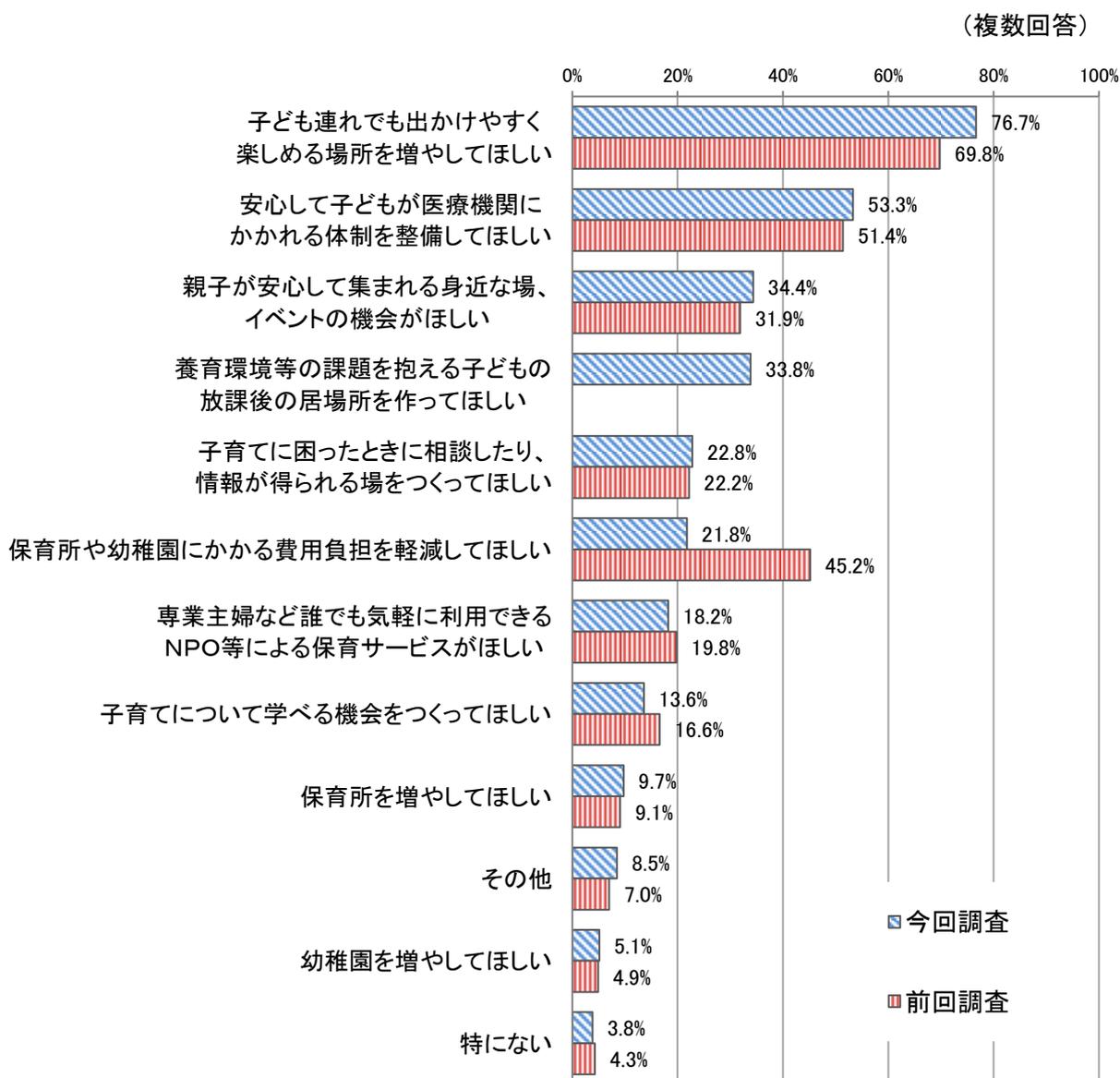
重要度と満足度の散布図でみると、「①利用者支援事業」、「③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、「⑦一時預かり事業」、「⑨病児・病後児保育事業」は今後の少子化対策における重要度が高いが、満足度が相対的に低い「重点改善領域」となっており、施策の重点化や抜本的な見直しなども含め満足度を高める必要があります。



## (6) 子育て支援の充実を図ってほしい事項

子育て支援の充実を図ってほしい事項については、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が76.7%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が53.3%、「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」が34.4%となっています。

前回調査と比較すると、前回・今回ともに「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が1位、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が2位となっています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。子育ては、父母その他の保護者が責任を持つという基本的認識を前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援することが重要です。

そのため、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させるとともに、家庭を中心に、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域、企業その他、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携しながら、それぞれの役割を果たすことが重要です。

総合計画の基本理念である「住み続けたいまち住んでみたいまちづくり」の実現のため、子育て世代と子どもたちが、このまちで明るい未来を築くことができるよう、こうした取り組みの積み重ねによって、すべての市民が子育てを支援する担い手として支えていくことができるまちづくりを目指します。

## 子育てをみんなで支えるまちづくり

### 2 計画の基本目標

#### 基本目標① 子どもが健やかに育ち、力強く生き抜く力が身につく環境づくり

すべての子どもが一人の人間として尊重され、成長していけるような環境づくりを推進します。

#### 基本目標② 地域に支えられ、楽しく子育てができる環境づくり

子育ての社会的役割が理解されることで、地域社会の子育て支援体制が整備され、地域社会に温かく支えられながら喜びや楽しみを感じて子育てができるような環境づくりを推進します。

#### 基本目標③ 子育てをしているすべての家庭の仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

仕事と生活の調和の実現にむけて、子育てを行っている家庭だけではなく、事業者と労働者や地域社会が一体となり積極的に取り組み、あわせて市として可能な支援をすることなどにより、社会全体の運動として広げていくことを推進します。

### 3 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

子育てをみんなで支えるまちづくり

#### 基本目標①

子どもが健やかに  
育ち、力強く生き  
抜く力が身につく  
環境づくり

#### 基本目標②

地域に支えられ、  
楽しく子育てがで  
きる環境づくり

#### 基本目標③

子育てをしている  
すべての家庭の仕  
事と子育ての両立  
を支援する環境づ  
くり

#### 【子ども・子育て支援事業計画】

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 教育・保育事業の量の見込みと確保方策
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策
- ⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
- ⑥ 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ⑦ 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携
- ⑧ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

#### 【次世代育成支援行動計画から継続する施策】

- ① 地域における子育ての支援
- ② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④ 子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- ⑥ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
- ⑦ 子どもの安全の確保
- ⑧ 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進
- ⑨ 子育てにかかる費用への支援

## 第4章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

### 1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について

子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

#### ■子育て支援の給付と事業の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<b>施設型給付費</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●保育所</li><li>●認定こども園</li><li>●幼稚園</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>①利用者支援事業</li><li>②延長保育事業</li><li>③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</li><li>④子育て短期支援事業</li><li>⑤乳児家庭全戸訪問事業</li><li>⑥養育支援訪問事業</li><li>⑦一時預かり事業</li><li>⑧地域子育て支援拠点事業</li><li>⑨病児保育事業</li><li>⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</li><li>⑪妊婦健康診査</li><li>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業</li><li>⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業</li><li>⑭子育て世帯訪問支援事業</li><li>⑮児童育成支援拠点事業</li><li>⑯親子関係形成支援事業</li><li>⑰妊婦等包括相談支援事業</li><li>⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</li><li>⑲産後ケア事業</li></ol>
<b>地域型保育給付費</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●小規模保育（定員は6人以上19人以下）</li><li>●家庭的保育（保育者の居宅などにおいて保育を行います。定員は5人以下）</li><li>●居宅訪問型保育（子どもの居宅において保育を行います）</li><li>●事業所内保育（事業所内の施設などにおいて保育を行います）</li></ul>	
<b>施設等利用費</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●幼稚園（未移行）</li><li>●特別支援学校</li><li>●預かり保育事業</li><li>●認可外保育施設等</li></ul>	
<b>児童手当</b> <p>次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者などに手当を支給します。</p>	
<b>妊婦のための支援給付</b> <p>妊婦給付認定を受けた者及び妊娠している子どもの人数により支給します。</p>	

※子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づく制度。平成27年4月より本格施行。

※地域子ども・子育て支援事業のうち、⑭～⑯は令和4年の「児童福祉法」改正により追加された新規事業、⑰～⑲は令和6年の「子ども・子育て支援法」改正により追加された新規事業。

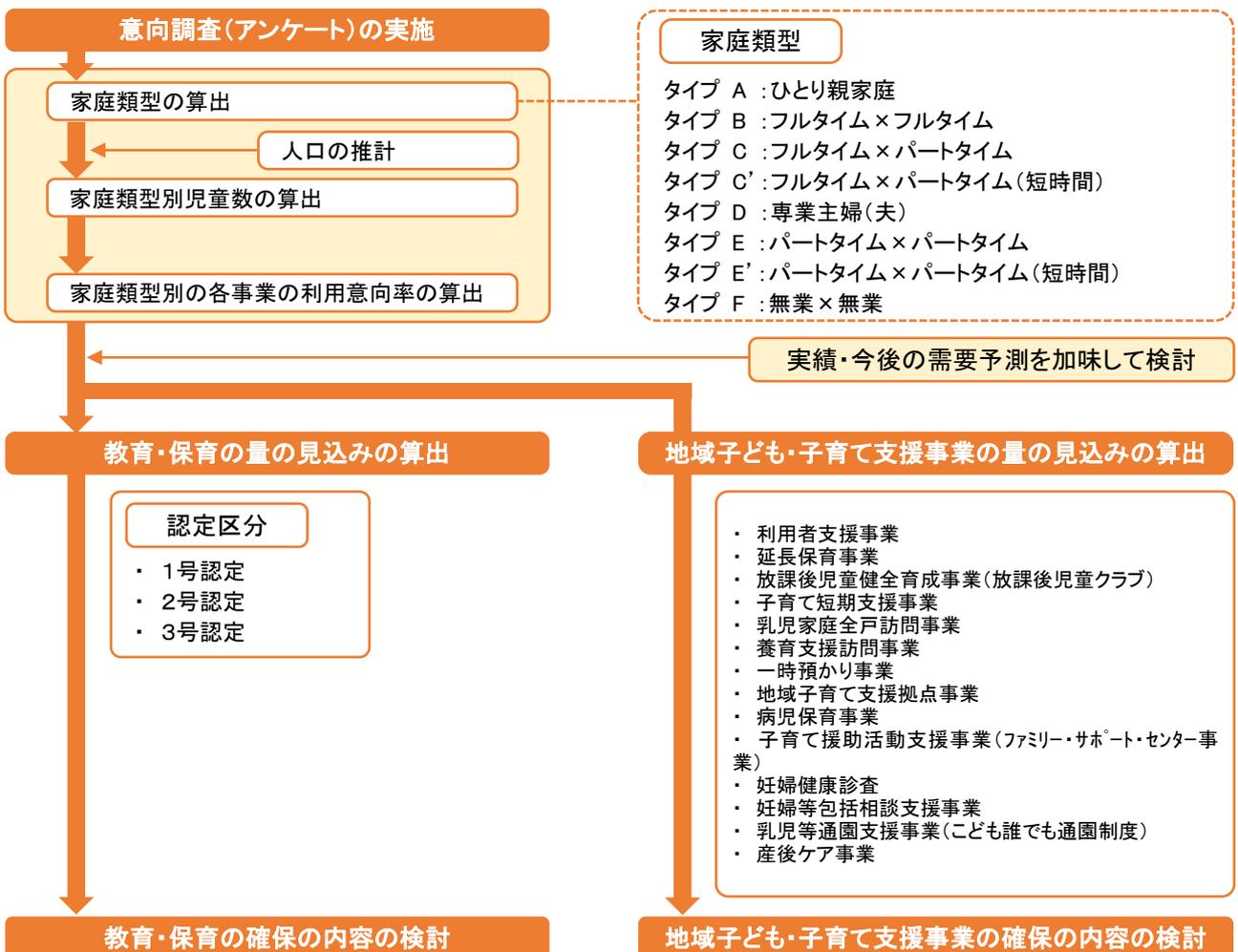
## ■ 認定区分

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

## ■ 量の見込みの算出手順

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和7年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本市では、令和5年度に実施したアンケート調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

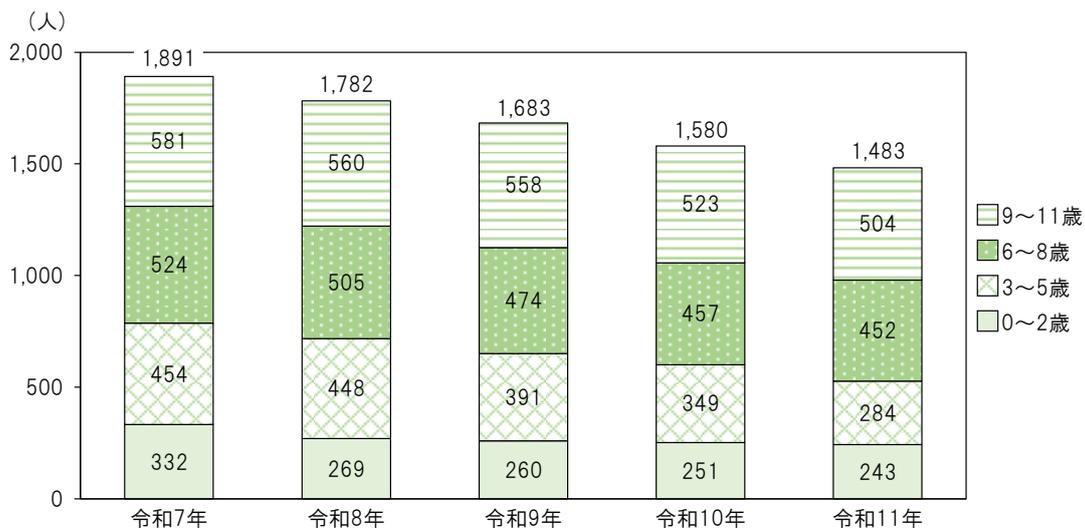


## ■年齢区分別児童の人口推計

国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和7～11年までの人口推計は、令和2～6年の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	86	83	81	77	75
1歳	94	90	87	85	81
2歳	152	96	92	89	87
3歳	135	153	97	93	90
4歳	155	136	155	98	94
5歳	164	159	139	158	100
6歳	155	162	157	138	157
7歳	189	156	163	158	139
8歳	180	187	154	161	156
9歳	188	179	186	153	160
10歳	189	189	180	187	154
11歳	204	192	192	183	190
合計	1,891	1,782	1,683	1,580	1,483



## 2 教育・保育の提供区域の設定

本市では、教育・保育の提供区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、市全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

**いちき串木野市における教育・保育の提供区域 1区域（市全域）**

### 3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育の量の見込みは、令和 11 年度時点で 1 号認定（幼稚園・認定こども園）が 91 人、2 号認定（保育所・認定こども園）が 168 人、3 号認定（保育所・認定こども園等）が 168 人、合計 427 人の利用が見込まれます。

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1号認定(幼稚園・認定こども園) (a)		145	143	125	112	91
【3～5歳】(人)	1号認定	109	107	94	84	68
	2号認定(教育ニーズ)	36	36	31	28	23
2号認定(保育所・認定こども園) (b)		269	266	232	206	168
【3～5歳】(人)	保育ニーズ	269	266	232	206	168
3号認定(保育所・認定こども園等) (c)		227	185	180	174	168
【0～2歳】(人)	0歳児	65	62	61	58	56
	1歳児	66	63	61	60	57
	2歳児	96	60	58	56	55
2号認定(保育ニーズ)+3号認定(人)		496	451	412	380	336
合計(a+b+c) (人)		641	594	537	492	427

#### (1) 1号認定の確保方策

1号認定は、「幼稚園」、「認定こども園（幼稚園部門）」で対応します。

令和 11 年度の確保方策は 180 人で、計画期間中の量の見込みの確保は可能です。

##### 1号認定（幼稚園・認定こども園）量の見込み・確保方策

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(人)	145	143	125	112	91
②確保方策(利用定員数)(人)	180	180	180	180	180
	幼稚園	50	50	50	50
	認定こども園	130	130	130	130
②-① 過不足(人)	35	37	55	68	89

## (2) 2号認定の確保方策

2号認定は、「保育所」、「認定こども園（保育部門）」で対応します。

令和11年度の確保方策は294人で、計画期間中の量の見込みの確保は可能です。

2号認定(保育ニーズ) 量の見込み・確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	269	266	232	206	168
②確保方策(利用定員数)(人)	294	294	294	294	294
保育所	264	264	264	264	264
認定こども園	30	30	30	30	30
②-① 過不足(人)	25	28	62	88	126

## (3) 3号認定の確保方策

3号認定は、「保育所」、「認定こども園（保育部門）」、「地域型保育事業所」、「企業主導型保育施設（地域枠）」で対応します。

0歳においては令和7年度に過不足が生じますが、弾力化運用により量の見込みの確保は可能です。

3号認定(0歳児・1歳児・2歳児) 量の見込み・確保方策

区分	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み(人)	65	66	96	62	63	60	61	61	58	58	60	56	56	57	55
②確保方策(利用定員数)(人)	63	86	106	64	88	108	64	88	108	64	88	108	64	88	108
保育所	51	60	75	51	60	75	51	60	75	51	60	75	51	60	75
認定こども園	10	23	27	10	23	27	10	23	27	10	23	27	10	23	27
地域型保育事業	0	0	0	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2
企業主導型保育施設(地域枠)	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4
②-① 過不足(人)	-2	20	10	2	25	48	3	27	50	6	28	52	8	31	53

保育利用率の見込み

区分	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
推計児童数(人)	86	94	152	83	90	96	81	87	92	77	85	89	75	81	87
保育利用率(%)	73.3	91.5	69.7	77.1	97.8	112.5	79.0	101.1	117.4	83.1	103.5	121.3	85.3	108.6	124.1

保育利用率：各利用定員数／各年齢の推計人口

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

#### 【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

#### 【確保の方針】

現在、本市では、「基本型」、「特定型」は実施しておりません。「こども家庭センター型」は最終年度の令和11年度まで1箇所を実施予定です。

※令和5年度までは「母子保健型」として実施

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1	1
確保方策(箇所)	—	1	1	1	1	1

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

### (2) 延長保育事業

#### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

#### 【確保の方針】

現在、市内9保育施設等において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年度の令和11年度では、243人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	228	231	234	237	240	243
確保方策(人)	—	231	234	237	240	243
施設数(箇所)	9	9	10	10	10	10

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### 【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### 【確保の方針】

現在、本市では、7支援単位において実施しており、今後も継続して実施していきます。

計画最終年度の令和11年度では、220人となり、対応できる見込みです。

国の放課後児童対策パッケージに沿って、継続的かつ計画的に放課後子ども対策に取り組めます。

	実績見込 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	226	224	224	222	221	220
1年生	71	70	70	69	68	68
2年生	61	61	61	61	61	61
3年生	49	48	48	47	47	46
4年生	24	24	24	24	24	24
5年生	13	13	13	13	13	13
6年生	8	8	8	8	8	8
確保方策(人)	—	224	224	222	221	220
施設数(支援単位)	7	7	7	7	7	7

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

#### (4) 子育て短期支援事業

##### 【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

##### 【確保の方針】

本市には児童養護施設等がないため、市外施設のショートステイ5箇所、トワイライトステイ2箇所において実施中です。今後も事業のニーズを見極めながら、実施していきます。

計画最終年度の令和11年度では、ショートステイ延べ42人日、トワイライトステイ延べ4人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

【ショートステイ】	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	42	42	42	42	42	42
確保方策(人日)	—	42	42	42	42	42
確保方策(箇所)	—	5	5	5	5	5

【トワイライトステイ】	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	0	4	4	4	4	4
確保方策(人日)	—	4	4	4	4	4
確保方策(箇所)	—	2	2	2	2	2

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### 【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 【確保の方針】

計画最終年度の令和11年度では、76人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。今後も継続して実施していきます。

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	91	88	85	82	79	76
確保方策(人)	—	88	85	82	79	76

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (6) 養育支援訪問事業

### 【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【確保の方針】

令和2年度より事業を実施しています。計画最終年度の令和11年度では、30人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	5	30	30	30	30	30
確保方策(人日)	—	30	30	30	30	30

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (7) 一時預かり事業

### 【事業概要】

保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【確保の方針】

現在、本市では幼稚園型2箇所、幼稚園型を除く3箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年度の令和11年度では、幼稚園型延べ19,014人日、幼稚園型を除く一時預かりは延べ32人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

【幼稚園型】		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	1号認定	17,722	17,973	18,228	18,486	18,748	19,014
	2号認定	0	0	0	0	0	0
	計	17,722	17,973	18,228	18,486	18,748	19,014
確保方策(人日)		—	17,973	18,228	18,486	18,748	19,014
施設数(箇所)		2	2	2	2	2	2

【幼稚園型を除く】	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	32	32	32	32	32	32
確保方策(人日)	—	32	32	32	32	32
施設数(箇所)	3	3	3	3	3	3

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (8) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援する事業です。

### 【確保の方針】

現在、本市では2箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年度の令和11年度では、865人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	816	825	835	845	855	865
確保方策(人)	—	825	835	845	855	865
施設数(箇所)	2	2	2	2	2	2

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (9) 病児保育事業

### 【事業概要】

仕事等の理由で、保護者が病気中の子ども(小学6年生まで)を家庭で保育できない場合に、市が委託した機関で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

### 【確保の方針】

現在、本市では1箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年度の令和11年度では、延べ292人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	282	284	286	288	290	292
確保方策(人日)	—	284	286	288	290	292
確保方策(箇所)	—	1	1	1	1	1

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【確保の方針】

現在、本市では1箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年度の令和11年度では、延べ192人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	187	188	189	190	191	192
確保方策(人日)	—	188	189	190	191	192
確保方策(箇所)	—	1	1	1	1	1

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (11) 妊婦健康診査

### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 【確保の方針】

計画最終年度の令和11年度では、延べ997人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	1,184	1,144	1,105	1,068	1,032	997
確保方策(人日)	—	1,144	1,105	1,068	1,032	997

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

### 【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 【事業概要】

多様な事業者の新規参入への支援や、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部補助及び地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援をする事業です。

### 【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

### 【事業概要】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

### 【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (15) 児童育成支援拠点事業

### 【事業概要】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

### 【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (16) 親子関係形成支援事業

### 【事業概要】

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

### 【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (17) 妊婦等包括相談支援事業

### 【事業概要】

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

### 【確保の方針】

計画最終年度の令和11年度では、255回の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数 (件)	100	97	94	91	88	85
	1組当たり面談回数 (回)	3	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数 (回)	300	291	282	273	264	255
確保方策(回)		—	291	282	273	264	255
確保方策(箇所)		—	1	1	1	1	1

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 【事業概要】

親が就労していなくても、子どもを保育所等に預けることができる新たな制度で、乳児または幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため面談並びに情報提供、助言やその他の援助を行う事業です。

### 【確保の方針】

令和8年度より実施予定で計画しています。

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(人日)	—	—	1	1	1	1
	確保方策(人日)	—	—	1	1	1	1
1歳児	量の見込み(人日)	—	—	1	1	1	1
	確保方策(人日)	—	—	1	1	1	1
2歳児	量の見込み(人日)	—	—	1	1	1	1
	確保方策(人日)	—	—	1	1	1	1

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## (19) 産後ケア事業

### 【事業概要】

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

### 【確保の方針】

計画最終年度の令和 11 年度では、10 人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(人日)	12	12	11	11	10	10
確保方策(人日)	—	12	11	11	10	10

担当課	子どもみらい課
提供区域	全市

## 5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

### (1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するため、各々の役割を果たすことが求められています。

こうした中、幼稚園、認定こども園、保育所等における学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うものであるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、未利用者やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、教育・保育施設や地域型保育事業等と相まって、安心して子どもを生み育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、本市においては、教育・保育の計画的な提供や質の向上のための支援を行うとともに、関係機関の連携や関連施策の連携を図り、地域の子育て支援を推進します。

また、家庭・地域・事業者・行政等が一体となった子育て環境づくりのため、家庭における養育力の向上や、事業者、地域等に対する子育て支援の普及啓発などに取り組むとともに、地域の人材の活用など、地域との連携の充実に努めます。

### (2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

子どもの生活や学びの連続性を確保することを目指し、就学前後の不安を軽減するための幼児と児童の交流活動や、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の幼稚園教諭、保育教諭、保育士、小学校教師が相互理解を深めるための活動により、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが必要です。

これらを推進していくため、小学校の学校行事への園児の参加や幼稚園・認定こども園・保育所における行事等への児童の参加等の交流活動の実施、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の幼稚園教諭、保育教諭、保育士、小学校教師による相互授業・保育参観や保育・教育内容等の検討実施などに取り組めます。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する「子育てのための施設等利用給付」が実施されております。

本市においては、令和5年4月より住民税課税世帯の0～2歳児の子どもの保育料についても、市の単独事業で無償化しております。なお、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組んでまいり

ます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

## 7 その他推進方策

### (1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

子育て期の家庭において、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりする状況がある中で、育児休業期間満了時からの保育所等の利用を希望する保護者が、1歳から保育を円滑に利用できるような環境の整備が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、育児休業の期間満了時から保育を希望する保護者については、通常の入所月の前月の入所判定だけでなく、新年度の新規入園の入所判定時期においても配慮を行っています。

今後、産後の休業及び育児休業の期間満了時において、保育を希望する保護者が円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、ニーズに応じた教育・保育施設や地域型保育事業の充実を図るとともに、産前・産後及び育児休業期間中の保護者に対しては、必要な情報の提供や相談支援を行えるよう体制を強化していきます。

## **(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携**

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にできる働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを継続します。

また、育児休業等を取得した男性労働者を雇用する企業等への助成や父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方を選択でき、仕事と家庭生活との調和がとれた働き方（ワーク・ライフ・バランス）ができるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

## **(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援**

本市は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

## 第5章 子ども・子育て施策の展開

### 1 重点施策

#### 重点施策① 妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱体化し、妊娠、出産や子育てに関する妊産婦等の不安や負担が増えており、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージでの、きめ細かな支援によって達成されます。

地域レベルでの結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことは重要であることから、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。

また、全ての子どもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、図書館、子ども食堂など地域にある多様な居場所が子どもにとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

#### 重点施策② 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

##### (1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが重要です。

本市においては、要保護児童対策地域協議会で定期的に情報交換及び防止対策の検討を行います。地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には早急に支援を求める等、関係機関との連携強化に取り組みます。

##### (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭それぞれに特有の課題やひとり親ならではの課題への対応だけでなく、生活を支える様々な子育て支援の施策の充実や、地域における子育て支援の推進などもあわせた総合的な支援、各種窓口や関係機関、支援者の相互連携が必要です。

また、子どもの人権を尊重し、子どもたちがその置かれている環境に関わらず健やかに成長するよう、子どもの自立を支援する視点を大切に、貧困対策も視野に入れた子ども自身への総合的な支援の推進に努めます。

### (3) 障がい児に対する施策の充実

障がいのある子どもが共に地域で成長していくためには、公的なサービスの充実とともに地域全体が障がい児に対する理解を深め、温かく見守っていくことが重要です。

また、乳幼児期を含め早期から教育、福祉、保健が連携した相談体制を整備し、発育相談、就学、進学、日常生活等について連携を活かした一貫した支援が必要です。

発達障害については、社会的な理解が不十分であることから、適切な情報を周知したり、家族が適切な子育てを行うことができるよう支援したりするなど、支援体制の整備に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を図り、障がい児の受入れを推進します。

#### 重点施策③ 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療など多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より経済支援を必要としています。

また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないよう、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

このような状況を受けて、子育て家庭の経済的負担の軽減と、子どもの貧困対策に関する各種支援及び取り組みを推進します。

## 2 次世代育成支援行動計画から継続する施策

いちき串木野市次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年 3 月末までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和 7 年 3 月末まで 10 年間延長され、さらに 10 年延長することとなり令和 17 年 3 月末までとなりました。これに伴い、同法第 8 条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、可能な限りいちき串木野市次世代育成支援地域行動計画の内容を子ども・子育て支援事業計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

### (1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう支援を行うため地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等を活用した取組を推進します。

#### ①地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域における子育てに関する支援体制の基盤整備に取り組んでいきます。

また、子育て家庭を地域で支え多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対して、地域にある様々な場所を活用し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる事業に取り組んでいきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 1	一時預かり事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 2	ファミリーサポート事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 3	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	子どもみらい課・子育て支援係
施策 4	障害児通所支援事業	福祉課・障がい者支援係
施策 5	地域子育て支援センター事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 6	母親学級	社会教育課・社会教育係
施策 7	子育て情報の提供	子どもみらい課
施策 8	母子保健推進員活動	子どもみらい課・子育て健康係
施策 9	母子健康相談	子どもみらい課・子育て健康係
施策 10	離乳食教室	健康増進課、子どもみらい課
施策 11	かごしま子育て支援パスポート事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 12	利用者支援事業	子どもみらい課・子育て健康係
施策 13	子どもの居場所づくり推進事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 14	乳児等通園支援事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 15	「赤ちゃんの駅」設置事業	子どもみらい課・子育て支援係

## ②保育サービスの充実

すべての子どもが等しく保育を受けることができるように、保育サービスの充実に取り組みます。

そこでまず、児童や保護者のニーズを正確に把握・検討し、保育サービスを計画的に提供し、待機児童が発生しないようにしていきます。計画を実施する際には、保護者や現場の保育士等の意見を聴きながら検討していきます。

そして、認可保育所で行われている通常保育サービスはもちろんのこと、低年齢児保育の充実や就労形態と子どもの状況に応じた、多様な保育ニーズに対応するサービスの質の向上と体制の整備（延長保育や一時保育）を進めていきます。

また、保育所（園）や認定こども園において、保育士の負担軽減や保育士不足の解消のための施策に取り組み保育サービスの充実に努めていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 1	一時預かり事業 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 14	乳児等通園支援事業 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 16	保育事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 17	保育所(園)の充実	子どもみらい課・子育て支援係
施策 18	延長保育事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 19	病児保育の実施	子どもみらい課・子育て支援係
施策 20	障害児保育事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 21	保育料の無償化	子どもみらい課・子育て支援係
施策 22	乳児保育事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 23	保育担当者の研修支援事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 24	保育施設環境整備	子どもみらい課・子育て支援係
施策 25	保育体制強化事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 26	保育士等就職支援事業	子どもみらい課・子育て支援係

## ③子育て支援のネットワークづくり

この計画の実現には住民の協力が不可欠です。そのためには、子育てに関する住民活動を奨励し、多様なボランティアグループやNPOの育成と同時に、これらの指導者を育成していくことも課題です。

「子育て支援ネットワーク」や「要保護児童対策地域協議会」などのネットワークを展開します。人や情報、知恵や経験が共有されることで、相乗効果を促し、個々の活動がより豊かに広がり、きめ細かな子育て支援や対応が展開されることを目指します。

また、行政と地域のパイプ役となる民生委員・児童委員や社会福祉協議会、母子保健推進員との連携を深め、地域で子育てを支えるネットワークづくりを目指します。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 5	地域子育て支援センター事業 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 8	母子保健推進員活動 【再掲】	子どもみらい課・子育て健康係
施策 27	要保護児童対策地域協議会	子どもみらい課・子育て支援係
施策 28	民生委員・児童委員活動	福祉課・社会福祉係
施策 29	子育て支援ネットワーク	子どもみらい課・子育て健康係

#### ④子どもの健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通して仲間関係の形成や社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末などの「居場所づくり」の推進を行います。

また、地域内で子どもを取り巻く状況などについて、行政・学校・P T A・民生委員・児童委員・主任児童委員・地域住民も参加して相互に情報を交換し、認識を共有化するといったことにも積極的に取り組んでいきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 3	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 13	子どもの居場所づくり推進事業 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 30	アドベンチャー事業(市子ども会育成連絡協議会へ委託)	社会教育課・社会教育係
施策 31	青少年育成補導センター	社会教育課・社会教育係
施策 32	ふるさと塾・寺小屋事業	社会教育課・社会教育係
施策 33	スポーツ少年団育成	社会教育課・市民スポーツ係
施策 34	青松塾	社会教育課・社会教育係
施策 35	放課後子供教室(各小学校年 1 回チャレンジ教室を含む)	社会教育課・社会教育係
施策 36	学校施設の開放	市内小・中学校、教育総務課
施策 37	ジュニアリーダー育成研修事業	社会教育課・社会教育係

#### ⑤地域における人材養成等

地域における子育て支援施策を実施するにあたって、子育て支援センター、各保育所・認定こども園等において地域人材を効果的に活用するとともに、高齢者等の参画による異世代交流を行います。

また、年齢に応じた適切な体験ができるような取り組みを行い、交流促進を目指します。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 30	アドベンチャー事業(市子ども会育成連絡協議会へ委託) 【再掲】	社会教育課・社会教育係
施策 32	ふるさと塾・寺小屋事業 【再掲】	社会教育課・社会教育係
施策 38	世代間交流事業	子どもみらい課・子育て支援係

## (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、安心して子どもを産みゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠前からの健康管理、指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取組を推進します。

### ①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図るとともに、総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、母性の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 9	母子健康相談 【再掲】	子どもみらい課・子育て健康係
施策 10	離乳食教室 【再掲】	健康増進課、子どもみらい課
施策 39	母子健康手帳交付	子どもみらい課・子育て健康係
施策 40	妊婦健康診査	子どもみらい課・子育て健康係
施策 41	妊婦歯科検診	子どもみらい課・子育て健康係
施策 42	妊娠中期訪問	子どもみらい課・子育て健康係
施策 43	産前産後サポート事業	子どもみらい課・子育て健康係
施策 44	乳児家庭全戸訪問事業	子どもみらい課・子育て健康係
施策 45	養育支援訪問事業	子どもみらい課・子育て健康係
施策 46	新生児聴覚検査	子どもみらい課・子育て健康係
施策 47	産婦健康診査	子どもみらい課・子育て健康係
施策 48	産後ケア	子どもみらい課・子育て健康係
施策 49	乳幼児を持つ母親学級	社会教育課・社会教育係
施策 50	1か月児健康診査	子どもみらい課・子育て健康係
施策 51	乳児・産婦健康診査	子どもみらい課・子育て健康係
施策 52	6～8か月児相談	子どもみらい課・子育て健康係
施策 53	10～12か月児相談	子どもみらい課・子育て健康係
施策 54	1歳6か月児健康診査	子どもみらい課・子育て健康係
施策 55	2歳・2歳6か月児歯科検診	子どもみらい課・子育て健康係
施策 56	3歳児健康診査	子どもみらい課・子育て健康係
施策 57	5歳児歯科検診	子どもみらい課・子育て健康係
施策 58	乳幼児健康相談	子どもみらい課・子育て健康係
施策 59	発達相談会	子どもみらい課・子育て健康係
施策 60	双子の会	子どもみらい課・子育て健康係
施策 61	おやこ教室	子どもみらい課・子育て健康係
施策 62	家庭訪問	子どもみらい課・子育て健康係
施策 63	フツ化物洗口事業	健康増進課、子どもみらい課
施策 64	巡回歯科指導	健康増進課・健康増進係
施策 65	予防接種	健康増進課・健康増進係
施策 66	不妊治療費助成事業	子どもみらい課・子育て健康係

## ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期保健対策として、10代の人工妊娠中絶の増加や、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性や性感染症予防、エイズ等に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や飲酒、薬物等に関する教育の充実を図るとともに、サポート相談員や学校の養護教諭・学校に配置している相談員による相談、対応、支援の充実を図ります。

さらに、学童期・思春期の心の問題に対応するため、教師等に対しての研修や心の問題に関する専門的人材の育成に努め、相談体制の充実に取り組みます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 67	性に関する指導	学校教育課・学校教育係
施策 68	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	学校教育課・学校教育係
施策 69	子どもをもつ母親学級の開設(市地域女性団体連絡協議会に委託)	社会教育課・社会教育係
施策 70	教育相談事業の充実	学校教育課・学校教育係

## ③「食育」の推進

正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた心身の健全な育成を図るため、食育に関する体験活動や子ども参加型の取り組みへの参加を促進するとともに、「食事バランスガイド」の普及及び食育に関する情報提供に努めます。

また、食育基本法に基づき、学校給食における地場産物の活用や「食」に関する体験活動などを通じて、食育の推進を図ります。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 71	学校給食指導の充実	学校教育課・学校教育係
施策 72	食生活改善推進員等の活用	健康増進課・健康増進係

## ④子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

子どもや子育て家庭が地域で孤立することなく、健康で安心して暮らすために地域での見守りや親子のふれあいの場の提供、育児相談等を実施し、地域ぐるみで子どもを育む環境の整備に取り組みます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 5	地域子育て支援センター事業【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 8	母子保健推進員活動【再掲】	子どもみらい課・子育て健康係
施策 13	子どもの居場所づくり推進事業【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 28	民生委員・児童委員活動【再掲】	福祉課・社会福祉係
施策 44	乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	子どもみらい課・子育て健康係
施策 45	養育支援訪問事業【再掲】	子どもみらい課・子育て健康係

## ⑤小児医療の充実

小児医療は、安心して子どもを生み育てるための基盤となるものですが、市内には小児科の専門医療機関が無いため、近隣市の医療機関を多く利用している現状がみられます。健診の実施や子ども医療費給付事業等により、疾病の早期発見・早期受診・治療のための支援を行っています。

また、関係機関や近隣市との連携により小児医療の充実に努めるとともに、小児期の事故防止等の知識の普及を行っていきます。さらに、すべての子どもが適切な医療や疾病の予防事業を受けることができるよう必要な支援を行っていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 65	予防接種 【再掲】	健康増進課・健康増進係
施策 73	日曜・祝祭日の当番医	健康増進課・健康増進係
施策 74	子ども医療費給付事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 75	ひとり親家庭等医療費助成	子どもみらい課・子育て支援係
施策 76	重度心身障害者医療費助成	福祉課・障がい者支援係
施策 77	小児事故防止対策	子どもみらい課・子育て健康係
施策 78	出産・子育て環境充実事業	子どもみらい課・子育て健康係
施策 79	育成医療	福祉課・障がい者支援係

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実などの取組を推進するとともに、子どもを産み育てる喜びを実感できる環境の整備を推進します。

#### ①次代の親の育成

家庭を築き、子どもを産み育てたいと考える男女の希望をより実現させていくためには、各分野が連携して、効果的な取組を推進していく必要があります。

男女の出会いをサポートする事業等、婚活支援を継続して行います。

また、中学生や高校生が職場体験学習等を通じて、乳幼児とふれ合う機会を設け、命の大切さを実感できる取組を推進してまいります。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 80	いちき串木野出会いサポート事業	企画政策課・企画調整係
施策 81	縁結び隊事業	企画政策課・企画調整係
施策 82	職場体験学習	市内中学校、市内高校、学校教育課

#### ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもたちが地域で様々な体験活動を充実させていくために、プログラムの策定等に当たっては、子ども自身や保護者等の参画を検討していきます。また、より多くの子どもたちが参加できるプログラムの開発に取り組んでいきます。

さらに、学校における教育環境向上のため、従来の行政の画一時的な学級施策ではなく、指導方法や学区割に弾力性をもたせ、地域に根ざした学校づくりを目指します。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 67	性に関する指導 【再掲】	学校教育課・学校教育係
施策 71	学校給食指導の充実 【再掲】	学校教育課・学校教育係
施策 83	学力向上推進	学校教育課・学校教育係
施策 84	多様な学習指導法の開発	学校教育課・学校教育係
施策 85	スクールカウンセラーの配置	学校教育課・学校教育係
施策 86	生活指導研究協議会	学校教育課・学校教育係
施策 87	道徳教育の推進	学校教育課・学校教育係
施策 88	人権教育の充実	社会教育課・社会教育係
施策 89	保健体育学習指導の改善・充実	学校教育課・学校教育係
施策 90	学校保健、安全指導の改善・充実	学校教育課・学校教育係
施策 91	特色ある学校づくり	学校教育課・学校教育係
施策 92	地域に開かれた学校づくり	学校教育課・学校教育係
施策 93	学校区域制度の適切な運用	教育総務課・教育総務係
施策 94	幼稚園教育の充実	学校教育課・学校教育係
施策 95	地域学校協働活動	社会教育課・社会教育係

### ③学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

子育て家庭が抱えている悩みやニーズは、子どもの発達段階によって異なります。これらを的確にとらえ対応するため、保育所や認定こども園等とも連携しながら、育児関連講座の充実や家庭教育学級の開催等、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を充実させていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 69	子どもをもつ母親学級の開設(市地域女性団体連絡協議会に委託) 【再掲】	社会教育課・社会教育係
施策 96	家庭教育の充実	社会教育課・社会教育係
施策 97	家庭教育学級の開設	社会教育課・社会教育係
施策 98	家庭教育支援事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 99	社会教育団体の育成	社会教育課・社会教育係
施策 100	社会教育施設等の整備	社会教育課・社会教育係
施策 101	スポーツ教室の開催	社会教育課・市民スポーツ係
施策 102	指導者養成講座の充実	社会教育課・市民スポーツ係

### ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

書店やコンビニエンスストアなどで、性や暴力に関する過激な情報を内容とする雑誌・ビデオ・コンピュータソフトなどが販売されています。

有害情報への子どもたちのアクセスの問題は、行政や警察等だけではなく、住民一人ひとりが協力して解決していかなければなりません。そのためには、家庭や学校での指導を徹底させることで子どもを有害情報から保護するとともに、これら有害情報の発信者に対して自主的措置を働きかける等の事前対策にも取り組んでいきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 31	青少年育成補導センター 【再掲】	社会教育課・社会教育係

#### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や安全な道路環境、外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

##### ①良質な住宅と良好な居住環境の確保

家庭における子育てを安心してできるような住宅の整備を目指します。そのためには、余裕を持って子育てに臨めるゆとりのある優良賃貸住宅の確保や、各種の情報提供により一層取り組むとともに、公園等の整備や居住環境の確保に努めます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 103	公営住宅等の整備・充実	都市建設課・建築係
施策 104	子育て世帯に配慮した市営住宅の整備	都市建設課・管理係
施策 105	定住促進補助制度の活用	企画政策課・企画調整係
施策 106	空き家バンク制度の活用	企画政策課・企画調整係
施策 107	【ゆとり・うるおい・バリアフリー】に配慮した道づくり	都市建設課・土木係
施策 108	自然と調和したゆとりの都市づくり	都市建設課・都市計画係
施策 109	公園等の整備	都市建設課・都市計画係

##### ②安全な道路交通環境の整備

子どもを生み育てるために、安全な道路交通環境を整備し、交通事故の少ないまちづくりに取り組めます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 110	市道の改良事業	都市建設課・土木係
施策 111	カーブミラー・ガードレールの整備	都市建設課・土木係
施策 112	交通事故防止対策	まちづくり防災課・防災安全係

##### ③安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの親を始め、高齢者・障害者に至るすべての人が安心して外出できるようなまちづくりを考えていかなければなりません。そのためには、公共機関や公的建築物におけるバリアフリー化に取り組めます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 107	【ゆとり・うるおい・バリアフリー】に配慮した道づくり 【再掲】	都市建設課・土木係
施策 113	公共施設等の環境整備	都市建設課・建築係

#### ④安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを推進するため、警察や関係機関・団体との連携を強化し、防犯灯の設置支援、防犯研修会等による防犯に関する普及・啓発を行い、犯罪の抑止・撲滅を図ります。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 108	自然と調和したゆとりの都市づくり 【再掲】	都市建設課・都市計画係
施策 109	公園等の整備 【再掲】	都市建設課・都市計画係
施策 114	環境保全に関する市民の意識高揚	市民生活課・環境衛生係
施策 115	安全灯施設補助金	まちづくり防災課・防災安全係

## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直しなどが必要です。国・県・関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する制度等の広報・啓発活動に努めます。

### ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

多様な働き方の実現に向けて、行政が事業主に対してノー残業デーの設定や、年次有給休暇の積極的な取得を認めるよう意識啓発を図るなど、社会全体の運動として広げていくことを目指し、側面からの働きかけを行います。

また、職場優先意識を改善するだけでなく、これまでの固定的性別役割分担意識にとらわれず平等に生きて行ける社会を目指し、今後の男性の働き方や子育てのあり方について研修会などを実施し、共に子育て参加に取り組む姿勢を持つよう、意識啓発を図っていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 5	地域子育て支援センター事業 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 116	子育てや介護との両立のための制度等の周知・普及と定着	企画政策課・企画調整係
施策 117	男女共同参画社会の実現に向けた啓発	企画政策課・企画調整係

### ②仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と生活の調和の実現にむけて、子育てを行っている家庭だけの問題ではなく、事業者と労働者や地域社会が一体となり積極的に取り組み、働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることなく、子育てに時間を割いて、なるべく長い時間子どもと同じ時間を共有できるよう、法律で定められた子育て休業に関する様々な制度の実施を、行政だけでなく、地域住民一体となって様々な方面から事業者に対して働きかけていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 1	一時預かり事業 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 2	ファミリーサポート事業 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 3	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 4	障害児通所支援事業 【再掲】	福祉課・障がい者支援係
施策 7	子育て情報の提供 【再掲】	子どもみらい課・子育て健康係
施策 18	延長保育事業 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 21	保育料の無償化 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 118	イクボス企業応援助成金	子どもみらい課・子育て支援係
施策 119	子育て世代就職応援セミナーの開催	水産商工課・商工係

## (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

### ① 出会いの機会づくり

かつては、男女の出会いの場となる「お見合い」が多く見られ、また各地域に結婚を仲介する世話役のような人々が存在し、「出会いから結婚に向けた」地域が一体となった活動が多く見られました。しかし、近年は真面目に結婚を前提とした出会いの場が少ないという声が多く聞かれることや、各地域内のコミュニケーションが希薄になり、「お見合い」を仲介していた世話役がいなくなったことなどから、出会いの機会づくりを目指した事業を働きかけていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 80	いちき串木野出会いサポート事業 【再掲】	企画政策課・企画調整係
施策 81	縁結び隊事業 【再掲】	企画政策課・企画調整係

## (7) 子どもの安全の確保

核家族化の進行等によって、子どもを取り巻く環境の悪化が危惧されています。子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関等と連携した活動を推進します。

### ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもが安心して外出でき、活発に屋外活動を行いのびのびと育っていけるようなまちを目指します。そのために市役所や警察を始めとする様々な機関は、交通安全教室の開催や交通指導員を配置するなどして、子どもに交通安全意識を植えつけるような事業に取り組んでいきます。

また、住民一人ひとりにおいても、子どもを車に乗せる際には、チャイルドシートや体形に合ったジュニアシートを必ず着用し、交通安全教室にも積極的に参加するなどして、日ごろから子どもの安全を意識することを目指します。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 120	交通安全市民運動の推進	まちづくり防災課・防災安全係
施策 121	交通安全教室	学校教育課・学校教育係

### ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、より多くの人の目によって子どもを犯罪被害から守る必要があります。

そのために、専門家だけではなく私たちも、「子ども 110 番の家」等ボランティア活動に参加することで、まち全体としての防犯体制をつくる役割を果たしていきます。「私たちの住むまちの安全は私たち自身の手によって守る」という意識を持つことが大切です。

さらに、子ども自身が自らの身を守る方法を学んでいけるよう、保護者が様々な機会をとらえて教えることはもちろん、専門家の講習の実施等に取り組んでいきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 31	青少年育成補導センター 【再掲】	社会教育課・社会教育係
施策 122	防犯意識の高揚	まちづくり防災課・防災安全係
施策 123	防犯ブザー	学校教育課・学校教育係
施策 124	学校安全対策	学校教育課・学校教育係
施策 125	保護者・地域との連携による防犯活動の推進	まちづくり防災課・防災安全係

### ③被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害に遭った子どもの心のケアに取り組む必要があります。

本市においては、小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し多種多様な相談に応じており、状況によっては児童相談所などの関係機関と連携するなど、今後もきめ細かな支援の継続に取り組めます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 27	要保護児童対策地域協議会 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 85	スクールカウンセラーの配置 【再掲】	学校教育課・学校教育係

## (8) 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

### ① 児童虐待防止対策の充実

虐待は、どの家庭でも起こりうるものであり、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。子どもへの身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待は、子どもの体や心を深く傷つけ、子どもの健やかな育ちを阻害する人権侵害であり、関係機関との連携による虐待の発生防止を重点的に行っていく必要があります。

「要保護児童対策地域協議会」を設置することにより、児童虐待問題に対応する機能を持つ医療・保健・教育・警察等関係機関が連携して、私たちのまちが一体となって子どもや家庭への援助の方法や対策を考え、対処していきます。

また、児童虐待の防止・早期発見・早期対応・保護・支援・アフターケアなど、児童虐待に対して総合的に対応していくため、住民一人ひとりが地域の状況に目を配っていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 8	母子保健推進員活動 【再掲】	子どもみらい課・子育て健康係
施策 27	要保護児童対策地域協議会 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 28	民生委員・児童委員活動 【再掲】	福祉課・社会福祉係
施策 126	緊急一時保護	子どもみらい課・子育て支援係
施策 127	児童相談の充実	子どもみらい課・子育て支援係
施策 128	家庭児童・母子・父子相談員	子どもみらい課・子育て支援係
施策 129	発生予防、早期発見、早期対応の充実	子どもみらい課・子育て支援係
施策 130	社会的養護施策との連携	子どもみらい課・子育て支援係

### ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

子どもの家庭養育優先の原則が明記された平成 28 年の改正児童福祉法及び平成 29 年の国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、本市の社会的養育の更なる推進に取り組みます。

母子家庭等については、それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、相談事業や経済的支援、就労支援に取り組んでいきます。特に就労支援については、行政に任せるだけでなく、住民一人ひとりも地域の仲間としてできる限りの協力をしていきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 75	ひとり親家庭等医療費助成 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 128	家庭児童・母子・父子相談員 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 131	相談・指導体制の充実	子どもみらい課・子育て支援係
施策 132	児童扶養手当	子どもみらい課・子育て支援係
施策 133	母子(父子)(寡婦)福祉資金の貸付	子どもみらい課・子育て支援係
施策 134	自立支援教育訓練給付金事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 135	高等職業訓練促進給付金事業	子どもみらい課・子育て支援係
施策 136	母子生活支援	子どもみらい課・子育て支援係

### ③障害児施策の充実等

妊婦一般健診や乳幼児健康診査の充実を図り、障害の原因となる疾病等の早期発見に努めるとともに、障害のある子ども及び発達に問題があると思われる子供に関しては、関係機関の連携により最善の方向を探っていきます。

また、障害のある子どもへの支援と身近な地域での安心した生活の実現のために、障害のある子どもが地域で安心して共に生活できるよう、在宅福祉サービスを充実させるとともに、地域においては住民一人ひとりが見守っていくことが必要です。

さらに、各種子育て支援事業と連携して、障害のある子どもが地域で障害のない子どもと共に保育・教育を受けることができるよう、関係機関の連携を強化していきます。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 4	障害児通所支援事業 【再掲】	福祉課・障がい者支援係
施策 20	障害児保育事業 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 76	重度心身障害者医療費助成 【再掲】	福祉課・障がい者支援係
施策 79	育成医療 【再掲】	福祉課・障がい者支援係
施策 137	障害福祉サービス(居宅介護・同行援護・行動援護・短期入所)	福祉課・障がい者支援係
施策 138	地域生活支援事業 (日常生活用具給付・移動支援・日中一時支援事業)	福祉課・障がい者支援係
施策 139	補装具給付等事業	福祉課・障がい者支援係
施策 140	特別児童扶養手当	福祉課・障がい者支援係
施策 141	障害児福祉手当	福祉課・障がい者支援係
施策 142	保育・教育内容の充実	子どもみらい課・子育て支援係
施策 143	保育・教育相談窓口の整備	学校教育課、子どもみらい課
施策 144	医療的ケア児や重症心身障害児への支援	福祉課・障がい者支援係

## (9) 子育てにかかる費用への支援

近年の経済環境の悪化等により、子育て中の家庭を取り巻く現状は厳しさを増しています。

子育てにかかる経済的な負担感などから、子育てに対して消極的な家庭を増加させないために、未来の宝子育て支援金や児童手当の支給、子ども医療費給付事業等の経済的支援を行っていきます。

### ① 子ども等にかかる各種費用の支給・助成

近年の経済状況の悪化や、雇用不安により安心して子を産み育てることができないと感じている家庭が多く、また、子育てにかかる費用の負担感も増加しています。

さらに、ひとり親家庭や障害をもつ子どもをかかえる家庭など、様々な状況においても子どもとその家庭の福祉の増進を図ることを目的として、きめ細やかな支援を行うことが求められています。

施策 No.	施策事業名	担当課・係
施策 21	保育料の無償化 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 74	子ども医療費給付事業 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 75	ひとり親家庭等医療費助成 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 76	重度心身障害者医療費助成 【再掲】	福祉課・障がい者支援係
施策 132	児童扶養手当 【再掲】	子どもみらい課・子育て支援係
施策 140	特別児童扶養手当 【再掲】	福祉課・障がい者支援係
施策 141	障害児福祉手当 【再掲】	福祉課・障がい者支援係
施策 145	遺児手当(旧遺児及び父子手当)	子どもみらい課・子育て支援係
施策 146	未来の宝子育て支援金	子どもみらい課・子育て支援係
施策 147	児童手当	子どもみらい課・子育て支援係
施策 148	ファミリーサポートセンター提供会員活動助成	子どもみらい課・子育て支援係
施策 149	妊婦のための支援給付金	子どもみらい課・子育て健康係
施策 150	放課後児童健全育成事業利用料助成	子どもみらい課・子育て支援係
施策 151	学校給食費の無償化	学校給食センター・学校給食センター係

### 3 放課後児童対策について

放課後児童対策においては、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めてまいりましたが、令和5年度に「新・放課後子ども総合プラン」が最終年度を迎えたことから、今後は令和5年12月に策定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき継続的かつ計画的な取組を推進することとなりました。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室<sup>\*</sup>についても既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努め、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

※放課後子供教室：所管は文部科学省で社会教育課が担当。地域住民などの協力を得て、放課後等に全ての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施する。学習活動、スポーツ活動、文化芸術活動、体験活動など。

#### (1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

- ・人口減少に伴い少子化は進んでいるものの、共働き世帯の増加等により、利用ニーズは増加傾向にあり、令和6年4月に新たに1か所を開設しました。今後も利用者のニーズや施設の状況を踏まえながら整備の検討を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	224	224	222	221	220
目標整備量	人	224	224	222	221	220
施設数	か所	7	7	7	7	7

#### (2) 放課後子供教室の年度ごとの実施計画

- ・放課後子供教室は、放課後児童クラブを実施していない3校で実施しております。今後も地域の協力を得ながら実施してまいります。

#### (3) 連携型及び校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施においては、連携型もしくは校内交流型により実施することが望ましいとされていますが、本市においては、現時点において放課後児童クラブのある小学校区での放課後子供教室の実施予定はないことから、目標事業量は定めません。今後、放課後子供教室が実施されている小学校区等で放課後児童クラブを実施するとなった場合には、検討してまいります。

#### **(4) 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策**

- ・実施する場合は、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室の協同活動推進員が連携してプログラムの内容・実施日等について、検討・情報共有を行い、事業の円滑な導入を図ります。

#### **(5) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策**

- ・放課後児童クラブや放課後子供教室に使用できる余裕教室の活用状況等について、教育委員会と福祉部局とが協議します。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施日には、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。

#### **(6) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策**

- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施においては、必要に応じて、協議の場を設けるなど、福祉部局と教育部局間の連携により実施します。

#### **(7) 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応に関する方策**

- ・障害・疾病・虐待・貧困等によって特別な支援や配慮が必要な児童の利用に際し、必要な支援や配慮を受けることができるよう要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携して支援が必要な児童の情報共有等に努めます。

#### **(8) 事業の質の向上に関する具体的な方策 等**

- ・子どもの健全な育成を図る場としての放課後児童クラブの役割をさらに向上させるよう、職員の研修参加を促進します。
- ・児童への育成支援の方針や活動内容等を理解してもらうため、保護者及び地域住民に対しての周知・啓発に努めます。

## 第6章 計画の推進と進行管理

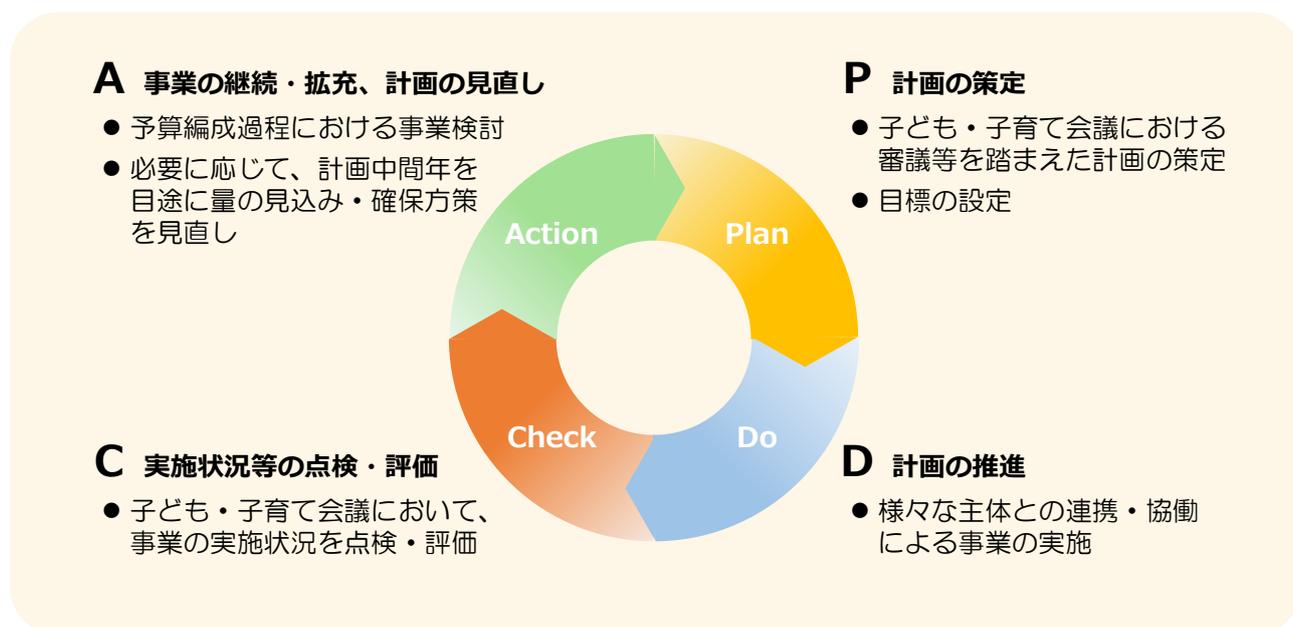
### 1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民が協働し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組めます。

### 2 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「いちき串木野市子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。



## 第3期いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画

編集・発行 鹿児島県いちき串木野市（子どもみらい課）  
〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通 133 番地 1  
TEL 0996-32-3111